

第3次横浜市男女共同参画行動計画 別冊

横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画（最終案）

～「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく横浜市の基本計画～

平成22年12月

横浜市

<目次>

第1章 基本的な考え方	1 ページ
第2章 配偶者暴力被害等の現状	3 ページ
第3章 DV施策に関する基本方針	20 ページ
第4章 基本方針に基づく行動計画	27 ページ
基本方針Ⅰ 配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）としての機能 を持つことによりDV被害者支援体制を強化します	27 ページ
基本方針Ⅱ 相談機能を強化します	28 ページ
基本方針Ⅲ DV被害者の安全確保と一時保護支援を充実します	31 ページ
基本方針Ⅳ DV被害者の地域での安心・安定した生活及び自立に向けた支援をします	33 ページ
基本方針Ⅴ 暴力根絶に向けた啓発と、正しい理解の普及を進めます	38 ページ
基本方針Ⅵ 関係機関との連携強化とネットワークづくりを行います	39 ページ

第1章 基本的な考え方

1 DVに関する基本計画策定の経緯

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、その被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、男女が等しく社会に参画する際の障壁になり、男女共同参画社会実現のために克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力の背景には、男性を優位とみる社会通念や経済力の格差など、個人の問題として片付けることのできない構造的な問題が存在します。したがって、この問題を解決するためには、DV被害者に対する個別の支援はもとより、社会全体でDVの根絶に向けて取り組むことが重要です。

こうしたことから、国では、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」を制定しました。平成20年1月に施行された改正DV防止法により、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「DVに関する市町村基本計画」という。）の策定」と、「市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センター（以下「DV相談支援センター」という。）としての機能を果たすこと」が、市町村の努力義務となりました。また、同時に示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「国の基本的方針」という。）」において、DVに関する市町村基本計画の策定にあたっては、DV被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うこと、幅広い関係機関が様々な形で効果的に連携していくこと、被害者やその家族の生命身体の安全の確保を常に考慮すること、が必要であるとされています。

このような状況を踏まえ、横浜市では、「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画」を策定し、市民に最も身近な行政機関として、DV被害者の視点に立ったきめ細かで切れ目のない支援を行います。

2 DV相談支援センター

横浜市では、現在、区福祉保健センターでDV被害者からの相談、一時保護支援や就労・自立に向けた支援に取り組んでいます。また、横浜市男女共同参画センターで相談や就労・自立支援に取り組んでいます。

区福祉保健センター、男女共同参画センターという既存の組織を活用し、それぞれのDV被害者に対する支援機能を強化するとともに、こども青少年局にDV施策を統括・調整する組織を設置し、これら3つをまとめて一つのDV相談支援センターと位置づけます。

3 定義

本基本方針及び行動計画では、DV防止法の対象である「配偶者（元配偶者を含む）からの暴力」を対象とします。

なお、DV防止法対象外の「交際相手からの暴力」、親・きょうだいなど身近な者からの暴力に対しても、本基本方針及び行動計画に準じて対応します。

4 基本方針及び行動計画の位置づけ

本基本方針及び行動計画は、横浜市男女共同参画推進条例第7条第7号に規定する基本的施策及び第8条第1項に規定する行動計画の一部として位置づけます。

また、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画とします。

5 計画期間と進ちよく管理

計画期間は、平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5か年とし、進ちよく管理も含めて「横浜市男女共同参画行動計画」と連動します。

なお、本基本方針及び行動計画の取組状況や社会情勢の変化、DV防止法の改正、国の基本方針の改定などにより、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

6 他の計画との関連

神奈川県では、平成18年に「かながわDV被害者支援プラン」を策定し、DV防止法改正に併せて、平成21年に改定を行っています。

本基本方針及び行動計画は、神奈川県のプランの内容を踏まえたうえで、策定しました。

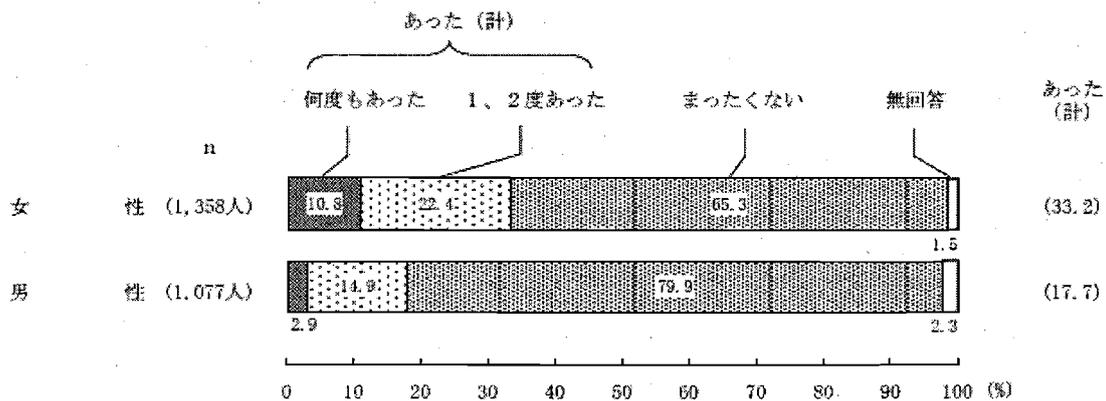
第2章 配偶者暴力被害等の現状

1 暴力の被害経験

(1) 配偶者からの暴力の被害経験（全国）

平成20年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から“身体的暴行（身体に対する暴行を受けた）”、“心理的攻撃（精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた）”、“性的強要（性的な行為を強要された）”のいずれかの行為を1つでも受けたことが「何度もあった」人は、女性10.8%、男性2.9%となっています。〔図表1〕

図表1 配偶者から被害経験—「いずれかの行為を1つでも受けたことがある」（内閣府）



〔内閣府 男女間における暴力に関する調査 平成21年3月〕

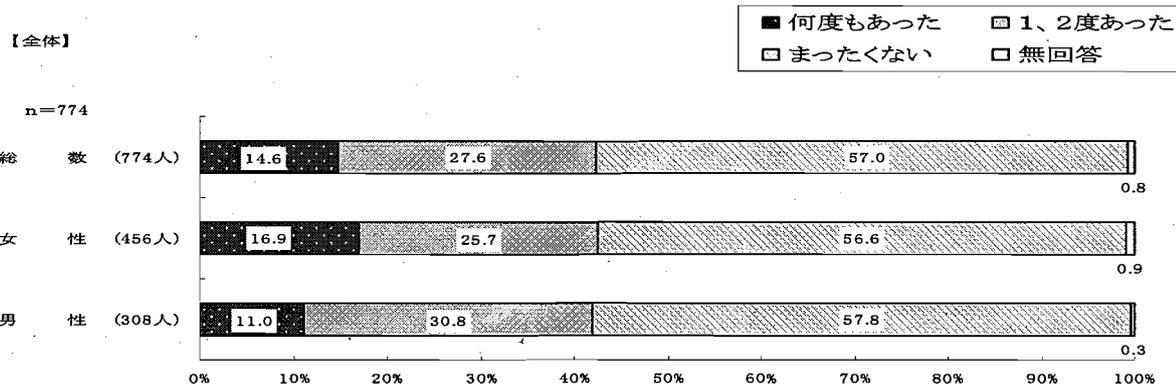
(2) 配偶者やパートナーから暴力にあたる行為を受けた経験と見聞きした経験（横浜市）

横浜市の「配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査」（以下「横浜市DVアンケート調査」という。）によると、配偶者やパートナーから暴力にあたる行為^{※1}を受けた経験について、「何度もあった」「1、2度あった」と答えた人は、男女ともに約40%となっています。また、「何度もあった」では、女性16.9%、男性11.0%となっています。

なお、横浜市調査では、暴力にあたる行為の深刻さや、内閣府調査のような危険性が高く、恐怖を覚えるような行為に限定して聞いていないため、結果の見方には留意する必要があります。

〔図表2〕

図表2 配偶者やパートナーから暴力にあたる行為^{※1}を受けた経験（横浜市）



※1 暴力にあたる行為

身体的暴力にあたる行為	性的暴力にあたる行為
A 平手で打つ	O いやがっているのに性的な行為を強要する
B 足でける	P 見たくないのに、アダルトビデオやポルノ雑誌を見せる
C こぶしで殴る	Q 避妊に協力しない
D からだを傷つける可能性のある物で打つ	R 妊娠中絶を強要する
精神的暴力にあたる行為	
E 殴るふりをして、おどす	M 「だれの稼ぎで生活できているんだ」などと言う
F 刃物などを突きつけて、おどす	N 必要な生活費を渡さない
G 暴れて、家具や建具などを壊す	S 外国籍の配偶者やパートナーのパスポートを
H 壁などに物を投げつける	取り上げたり、日本に滞在する手続きに協力しない
I 思い出の品や、大切にしているものを壊す	
J 何を言っても長期間無視し続ける	
K 交友関係や電話を細かく監視し、行動を制限する	
L 大声でどなる・ののしる	

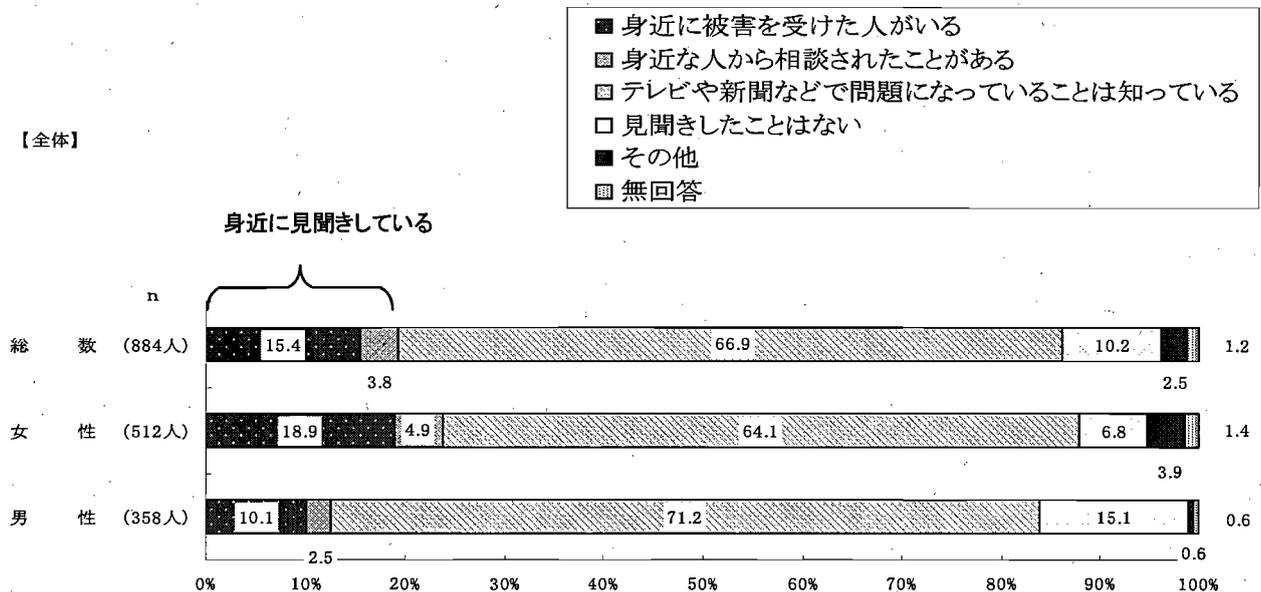
[横浜市 配偶者等からの暴力 (DV) に関するアンケート調査 平成 20 年度]

配偶者やパートナーからの暴力について「身近に被害を受けた人がいる」と「身近な人から相談されたことがある」と答えた人の合計は 19.2%と、2割近くとなっています。性別で見ると、女性 23.8%、男性 12.6%で女性の方が身近に見聞きしている経験が多くなっています。

DVの被害者は、繰り返し暴力を受けること、あるいは1回の暴力でも加害者に対して恐怖を覚えることが多くあります。特に、加害者が男性で女性が被害者の場合、男性全体への恐怖感を持つことがあり、男性へは相談せず、女性に相談することがあります。そのため、女性の方が相談や見聞きする経験が多くなる傾向があると考えられます。[図表 3]

図表 3 配偶者やパートナーからの暴力を身近に見聞きした経験 (横浜市)

【全体】



[横浜市 配偶者等からの暴力 (DV) に関するアンケート調査 平成 20 年度]

(3) 配偶者やパートナーから受けた暴力の状況（横浜市）

横浜市の「配偶者等からの暴力（DV）に関する被害者実態調査（面接調査）」（以下「横浜市DV被害者面接調査」という。）によると、身体的暴力、精神／経済的暴力、性的暴力など、さまざまな形態の暴力を受けていました。[図表4]

特に、精神的暴力によって、恐怖心を植えつけられ、自尊心を否定され、心理的自由や身体的自由も奪われ、生きる気力がそがれるほど、深刻な影響を受けていました。

図表4 夫・パートナーからの暴力の類型別被害経験（横浜市）

N = 25

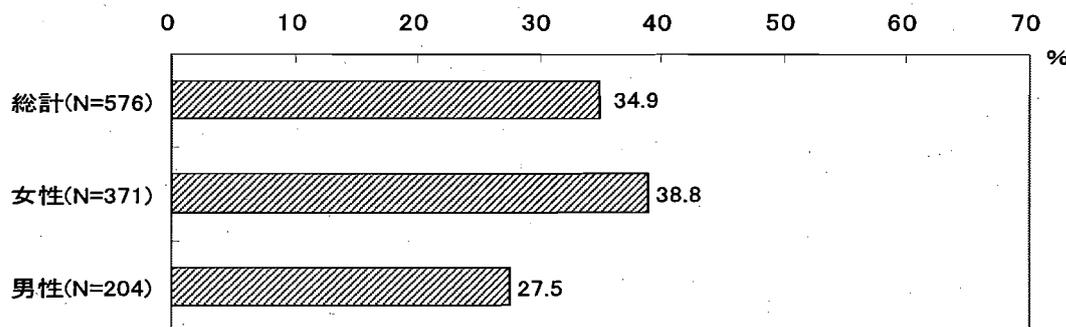
経験がある暴力の類型	身体的暴力、 精神／経済的暴力 性的暴力	身体的暴力 精神／経済的暴力	精神／経済的暴力 性的暴力	計
人数	16	5	4	25人

[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関する被害者実態調査（面接調査）平成20年度]

(4) 交際相手からの暴力（デートDV）の経験（横浜市）

最近、若い世代における交際相手からの暴力（デートDV）も問題になっています。平成19年度に横浜市が市内の高等学校及び大学・専門学校等の学生を対象に行った「デートDVについての意識・実態調査」によると、交際経験のある人のうち、デートDVのいずれかの行為^(※2)を1つでも「された」又は「されたかもしれない」と答えた人は、女性38.8%、男性27.5%となっています。[図表5]

図表5 交際経験がある人のデートDV被害経験（横浜市）



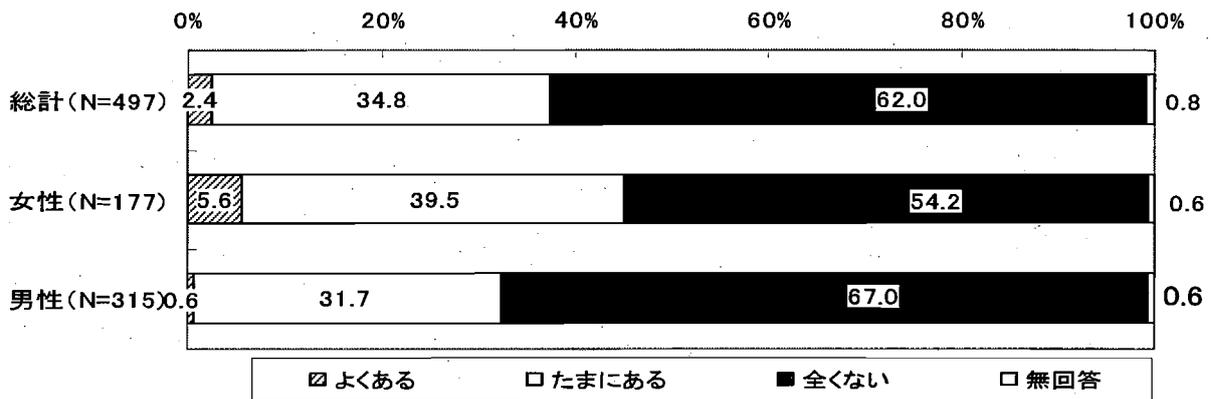
※2 デートDVのいずれかの行為（5つ）

「たたく、ける、物を投げつける」、「バカにしたり、傷つく言葉を言う、大声でどなる」、
「メールのチェックや友達づきあいを制限する」、「性的な行為を無理やりする」、
「デートの費用やお金を無理やり出させる」

[横浜市 デートDVについての意識・実態調査 平成19年度]

平成19年度に横浜市が市内の県立・市立・私立高校の教職員に対して行ったデートDVの調査において、「職場で、生徒のデートDVを見聞きしたことがあるか」という設問に対して、「よくある」2.4%、「たまにある」34.8%、「全くない」62.0%となっています。[図表6]

図表6 生徒のデートDVを見聞きした経験（横浜市）



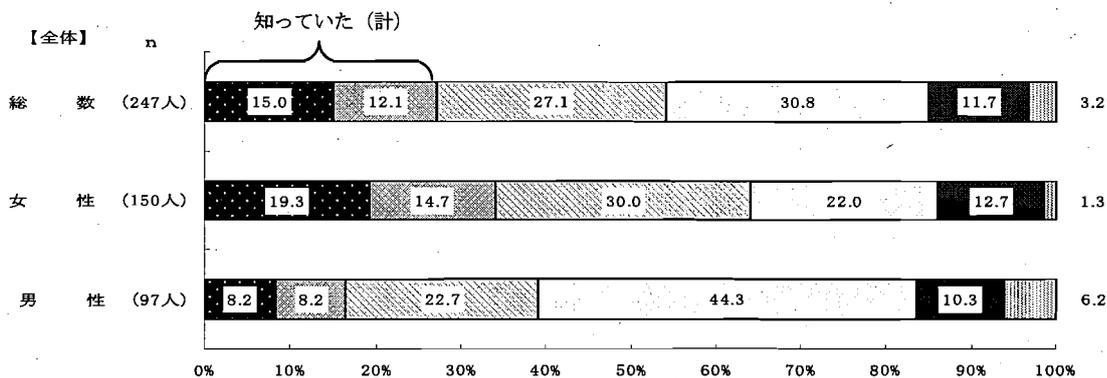
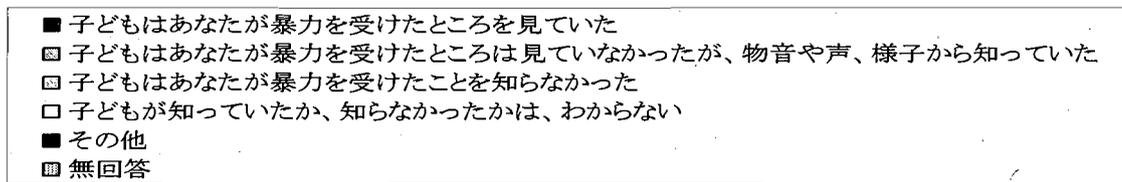
【横浜市 デートDVについての意識・実態調査 平成19年度】

(5) 子どもの目の前での暴力

児童虐待防止法では、子どもの目の前での配偶者に対する暴力（DV）は、子どもへの心理的虐待にあたりとされています。

横浜市DVアンケート調査によると、配偶者やパートナーから暴力にあたる行為を受けていることを「子どもは知っていた」と答えた人は、27.1%となっています。【図表7】

図表7 子どもによる目撃（横浜市）



【横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査 平成20年度】

横浜市DV被害者面接調査では、子どもがいる被害者23人のうち、19人が、夫は子どもの目の前で暴力を振るったと答えています。また、21人が、子どもは父親の暴力について知っている（いた）と答えています。【図表8】

また、子どもの心身の健康状態や行動について気になることを、夫の暴力と関連付けて語った被害者も17人いました。子どもが暴力を見聞きすることが、子どもに恐怖心を与え、頭痛や吐き気などの身体症状の原因にもなるなど、子どもの心身の健康に、さらに不登校や暴力行為など行

動面にも深刻な影響を与えていました。

加えて、夫が子どもの前で母親を侮辱する、母親と子どもを切り離すなどの行為もあげられ、こうしたことが母子関係の形成や母親の養育に困難をもたらしていることもわかりました。あるいは、夫からの暴力の影響を受け、ストレスや心の余裕のなさから子どもに虐待的な態度をとったことを後悔している被害者もいました。

図表8 子どもの目の前での暴力（横浜市）

【子どもの目の前での暴力】

子どもの目の前での暴力	ある (あった)	ない (なかった)	不明	合計
人数	19	3	1	23人

【子どもは暴力について知っているか】

子どもは暴力について知っているか	知っている (知っていた)	知らない (知らなかった)	不明	合計
人数	21	1	1	23人

【横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関する被害者実態調査（面接調査）平成20年度】

被害者の声【横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関する被害者実態調査（面接調査）より】

子どもがいるから「隣の部屋に行こう」って連れていかれてたんですけど、でも、殴られたら私が声を上げちゃって、それで子どもがそれを聞いて「お母さん死んじゃうからやめて」って言って部屋に入ってきて。子どもが現場に来て見たということが、つらかったですね。アザができたり、顔が腫れたりっていうのもみじめですけど、子どもが「お母さん死んじゃう」って。それがなにかとてもつらかったですね。痛さが、というよりも、気持ちがつらかったですね…。

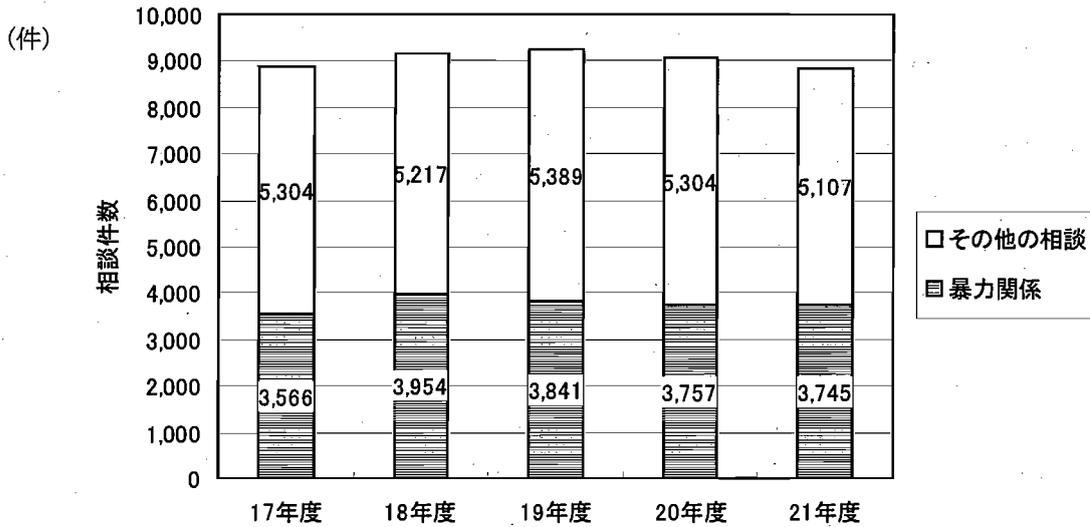
2 相談の状況

(1) 横浜市の相談件数（横浜市）

横浜市の区福祉保健センターで実施している女性福祉相談では、夫等からの暴力、その他居所のない女性や母子の相談に対応しています。男女共同参画センター3館の相談では、性別による困難に直面したときの問題解決と一緒に考える支援として、生き方や健康、DVなどについての相談を受けています。

両者を合わせた本市の相談件数は、毎年9,000件前後で推移しており、そのうち暴力に関わる相談は約4割を占めています。[図表9]

図表9 横浜市の女性相談件数（女性福祉相談及び男女共同参画センターの相談件数）（横浜市）



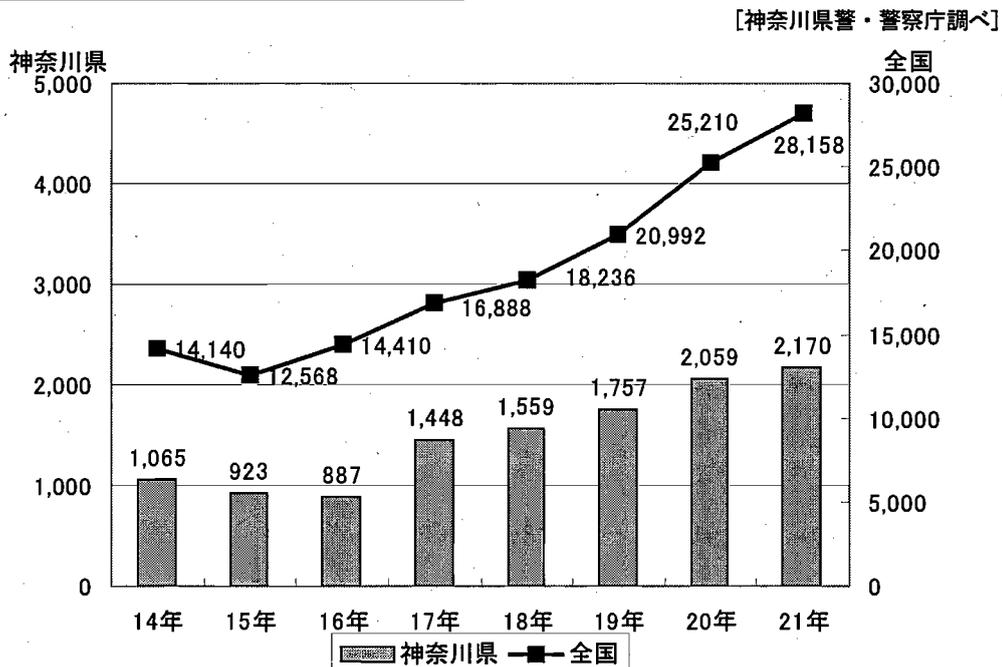
[横浜市子ども青少年局、男女共同参画センター 調べ]

(2) 警察への相談等（神奈川県）

警察では、配偶者からの暴力事案に関し、相談を受け、暴力の制止や被害者の保護のために、必要な措置・援助をしています。

警察への相談、110番通報、事件等により認知した配偶者からの暴力事案件数は、年々増加傾向にあり、神奈川県警察が平成21年中に認知した件数は、2,170件です。[図表10]

図表10 警察の認知件数（神奈川県・全国）



(3) 医療機関への受診（横浜市）

横浜市DV被害者面接調査で、特につらい暴力を受けた後に、「医療機関にかかったことがあるか」をたずねたところ、14人が医療機関に受診していました。受診した医療機関はさまざまです。

〔図表 11〕

医療機関の対応のなかで、「DVが原因と指摘される」、「避難や警察への連絡を勧められる」、「専門病院を紹介してもらう」など、適切な対応を得られたと答えた人もいました。

図表 11 特につらい暴力との関連で受診した診療科とケガ・病名・症状（横浜市）

（延べ人数）

整形外科 5人 ・後頭部、わき腹、背中、腕、ももにアザ ・肋骨の複雑骨折 ・顔の擦過傷 ・腰痛（突き飛ばされた結果） ・骨の異常	内科 5人 ・神経性大腸炎 ・口腔内の傷 ・胃の不調 ・脳梗塞 ・心臓の異常
心療内科 3人 ・適応障害（内科、脳神経科を経て） ・うつ病、パニック障害（内科を経て）	眼科 2人 ・目の出血 （目のそばを殴られて）
救急外来 2人 ・過換気症候群 （症状、病名、受傷状況は不明。夜間救急）	耳鼻科 2人 ・めまい ・難聴、体調不調
脳神経外科 1人	整骨院 1人
精神科 1人 ・偏頭痛	不明 ・顔のケガ（殴られて顔面が腫れた）

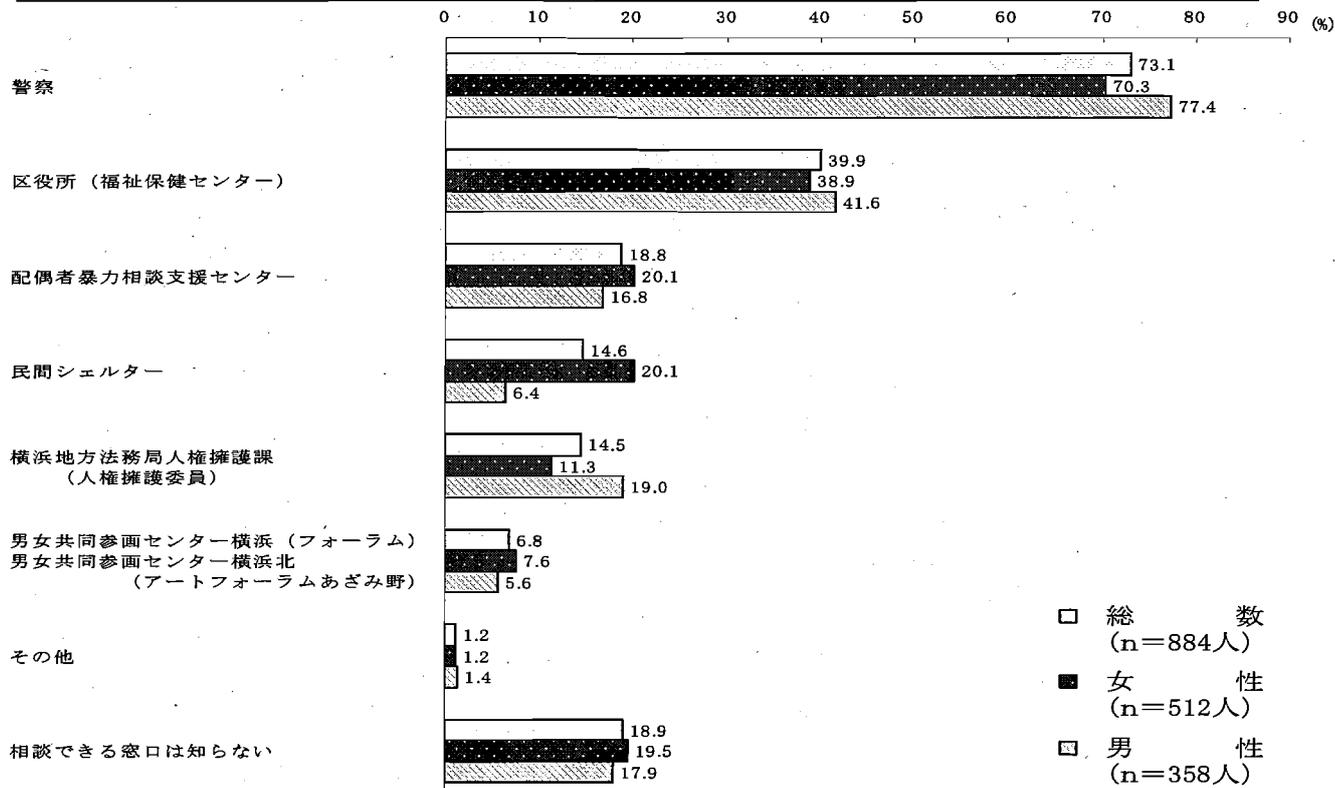
〔横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関する被害者実態調査（面接調査）平成20年度〕

(4) 相談窓口の認知度 (横浜市)

横浜市DVアンケート調査によると、配偶者やパートナーからの暴力について相談できる窓口として「知っている」と答えた人が最も多いのは、『警察』です。次いで『区役所 (福祉保健センター)』となっています。

一方、「相談できる窓口を知らない」と答えた人は2割弱となっています。[図表 12]

図表 12 配偶者やパートナーからの暴力についての相談窓口の認知度 (複数回答) (横浜市)

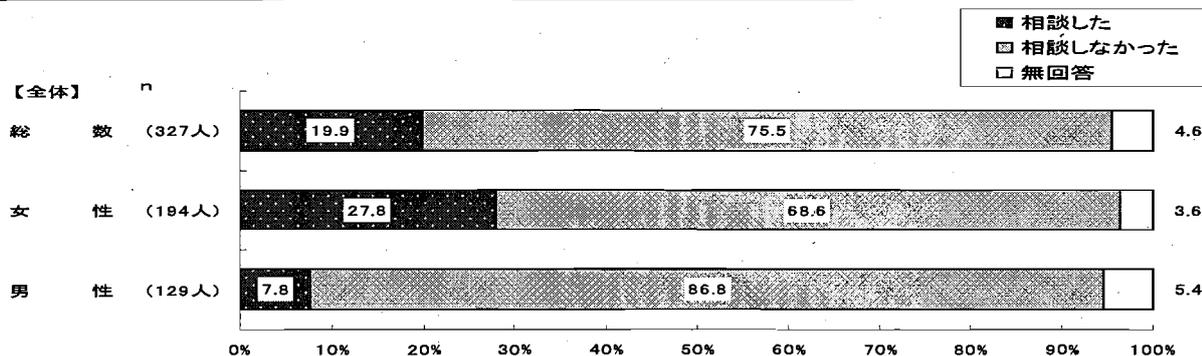


[横浜市 配偶者等からの暴力 (DV) に関するアンケート調査 平成 20 年度]

(5) 相談の有無と相談先 (横浜市)

横浜市DVアンケート調査によると、配偶者やパートナーから暴力にあたる行為を受けたことがある人のうち、75.5%の人がそのことについて「相談しなかった」と答えています。[図表 13]

図表 13 暴力にあたる行為を受けた後の相談の有無 (横浜市)

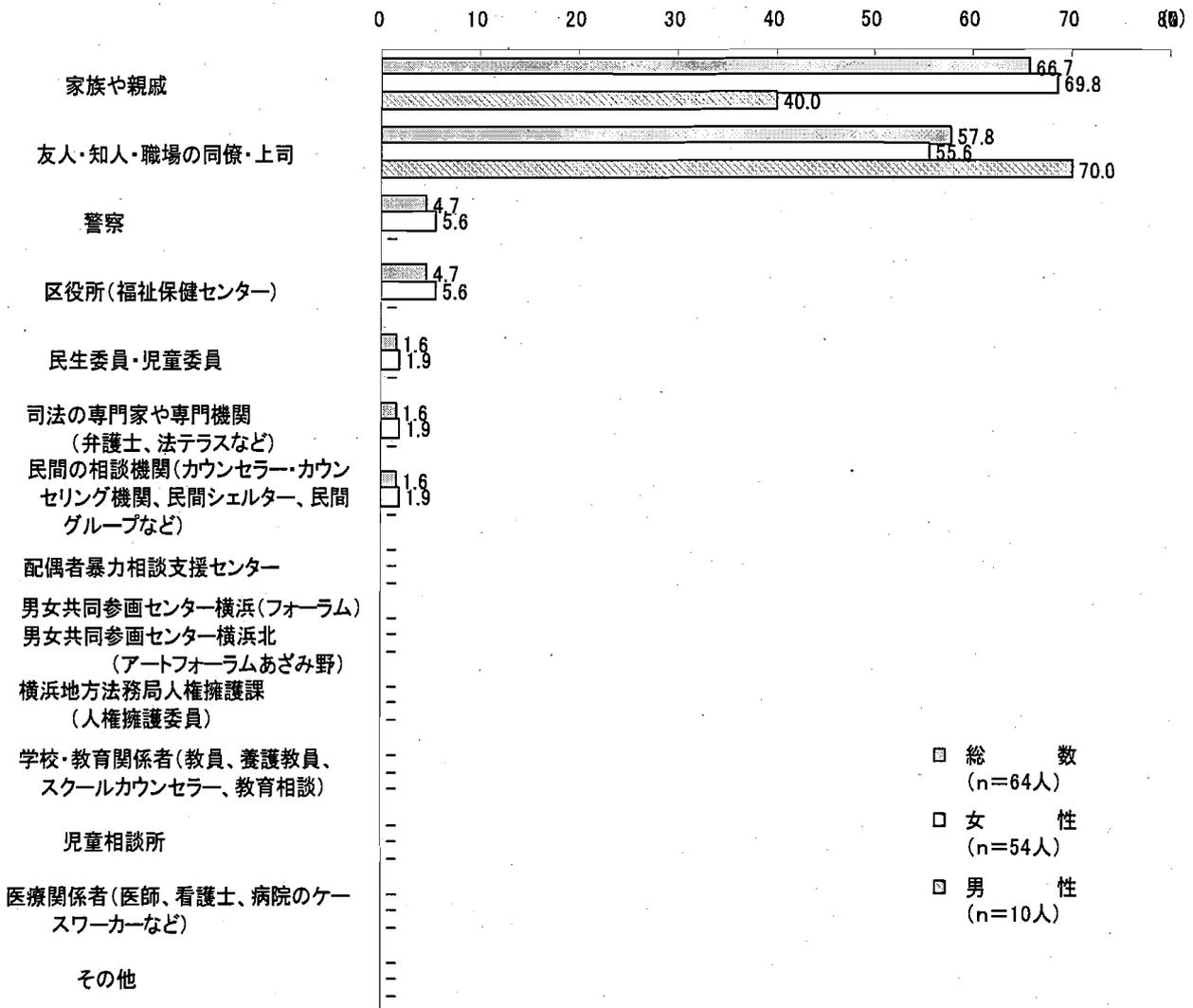


[横浜市 配偶者等からの暴力 (DV) に関するアンケート調査 平成 20 年度]

「相談した」と答えた人 64 人（女性 54 人、男性 10 人）の相談先は、“家族や親戚”が 66.7%と最も多く、次いで“友人・知人・職場の同僚・上司”が 57.8%となっています。

公的機関への相談は、警察や区役所（福祉保健センター）とも、4.7%と少ない状況です。[図表 14]

図表 14 暴力にあたる行為を受けた後に相談した先（複数回答）（横浜市）



《相談しなかった理由は・・・》

“相談するほどのことではないと思ったから”

“自分にも悪いところがあると思ったから” が多くなっていました。

女性に多かった理由は、

“相談しても無駄だと思ったから”

“自分さえがまんすれば、何とかこのままやっていけると思ったから” となっています。

[横浜市 配偶者等からの暴力 (DV) に関するアンケート調査 平成 20 年度]

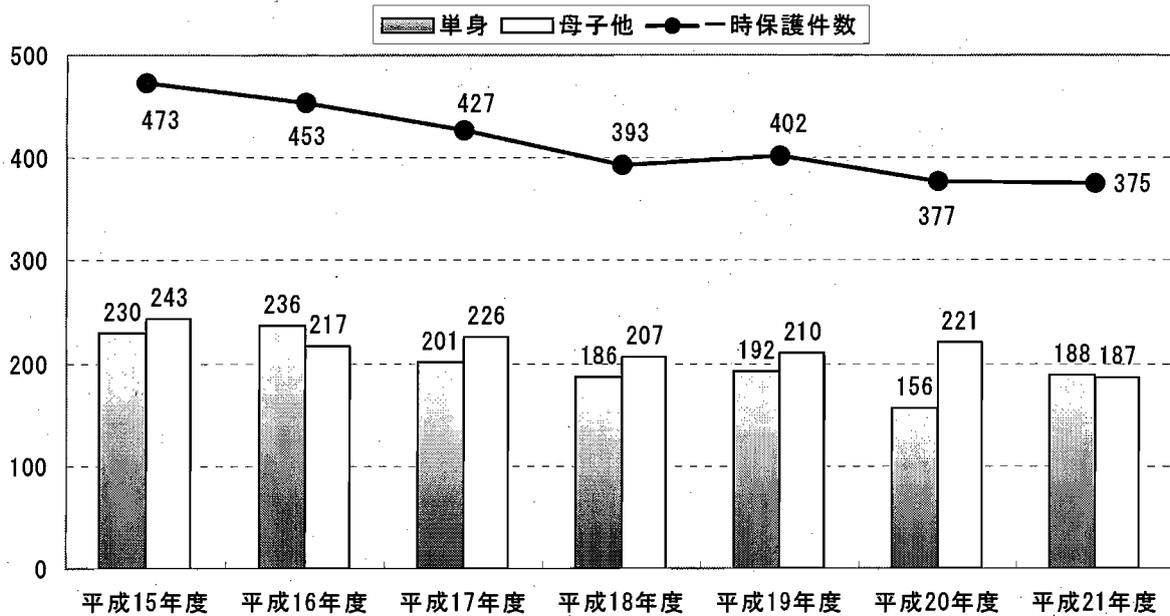
3 一時保護の状況

(1) 一時保護の件数（横浜市）

横浜市の女性福祉相談で対応し、神奈川県等に一時保護を依頼した件数は、ここ数年減少傾向にあります。400件（DV以外を含む。）近くあります。

母子同伴で保護されるケースは、平成21年度375件中187件で、5割近くとなっています。〔図表15〕

図表15 一時保護件数の推移（横浜市）

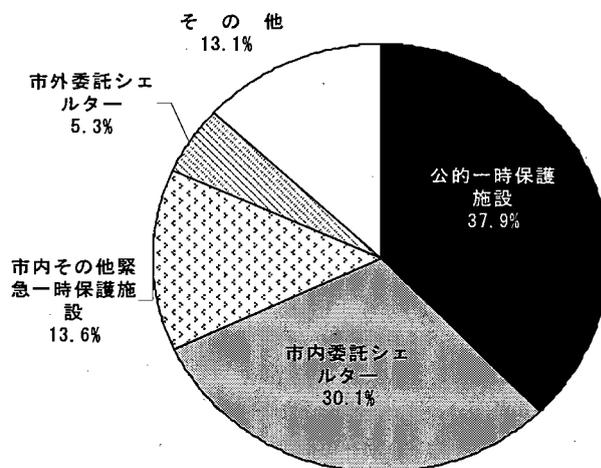


〔横浜市 子ども青少年局調べ〕

(2) 一時保護の入所先（横浜市）

平成21年度に横浜市の女性福祉相談で対応し、神奈川県等に依頼した被害者の一時保護先は、公的一時保護施設が37.9%で、次いで、市内委託シェルターとなっています。〔図表16〕

図表16 平成21年度 一時保護施設入所先（横浜市）



〔横浜市 子ども青少年局調べ〕

4 自立に向けた支援について

(1) 公的機関等への相談、支援・制度の利用（横浜市）

横浜市DV被害者面接調査で、被害者が相談し、支援を求めた公的機関等は多岐にわたっていました。

利用した人数は、延べ人数ですが、警察が13人と最も多くなっています。[図表17]

図表17 公的機関等への相談、支援・制度の利用状況（横浜市）

N = 25

機関名	機能及び支援内容（DVに関連したもの）	人数
警察	暴力の制止、被害者の保護、被害発生の防止、警察本部長等による援助申出への対応、保護命令への対応等	13
配偶者暴力相談支援センター	総合的な相談窓口として、DV防止法の説明、各自治体との連携、一時保護の手続き等	5
市区町村DV相談窓口 （婦人保護相談）	住民からのDVの相談、助言、法制度の説明、ケースワーク等	7
市区町村福祉事務所	福祉や医療に関する総合的な相談及び制度適用（生活保護、ひとり親家庭の手当や制度、障害の認定や医療面での支援等）	4
女性相談所	一時保護した女性に緊急避難場所を提供し、被害者の保護、安全確保を行う	2
母子生活支援施設	母子家庭に対する住居（寮）の提供と保護、自立に向けた生活上の支援	1
医療機関	診察、治療、診断、薬の処方、診断書作成、情報提供等	5
裁判所	夫婦関係調整・離婚などの民事調停や裁判、DV防止法に基づく保護命令の決定等	3
弁護士、司法書士	調停や裁判にかかる書類作成や、代理人としての弁護活動等	5
区市県法律相談	弁護士による無料の法律相談の提供	4
児童相談所	虐待や養育上の困難など、児童にかかる総合的な相談窓口	2
スクールカウンセラー	学校におけるカウンセリング等	1
NPO・民間団体	シェルター運営、DVの啓発や被害者の人権擁護に関する諸活動、相談等	4
女性関連施設相談室	電話・面接相談、グループ型相談、各種講座やセミナーの案内等	11
その他相談機関等		6
	合計	73

[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関する被害者実態調査（面接調査）平成20年度]

(2) 住まいに関する支援状況（横浜市）

横浜市では、DV被害者世帯や母子世帯、父子世帯などの特に居住の安定を図る必要がある方に対して、市営住宅の抽選の際に一般の申込者に比べて3倍の優遇を実施しています。（母子世帯は昭和44年、父子世帯は昭和57年、DV被害者世帯は平成21年10月から実施）[図表18]

また、DV被害者世帯の方は単身での申込みを可能とするほか、連帯保証人を免除するなどの支援を行っています。

図表 18 母子世帯・父子世帯への市営住宅入居支援状況の推移（横浜市）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
当選者数	96 件	83 件	116 件
応募者数	3,198 件	3,012 件	2,846 件
当選倍率	33.3 倍	36.3 倍	24.5 倍

[横浜市 建築局調べ]

(3) 外国籍の被害者への支援状況（横浜市）

横浜市では、民間支援団体との協働により、DVを含む様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへの電話や面接による相談支援を行っています。年間 400 件前後の相談を受け付けています。また、通訳の派遣も実施しています。[図表 19]

図表 19 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業の推移（横浜市）

※外国籍女性・母子に対して、相談支援と通訳の派遣を実施

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
相談件数	411 件	392 件	469 件
通訳派遣件数	66 件	47 件	56 件

[横浜市 こども青少年局調べ]

(4) 今の生活や自立に向けて困っていること（横浜市・全国）

横浜市DV被害者面接調査において、今の生活で困っていることは、同居・別居・離婚など相手との関係によって異なります。

現在、夫と同居中の被害者は、DVが子どもの育ちにどう影響するか、不安に思っています。また、相手と別居・離別した被害者は、心身の不調があり生活の質が低下していること、住まい探しの難しさ、経済や就労状況の厳しさについて困っています。[図表 20]

平成 19 年の内閣府の調査によると、自立にあたって困ったこととして、「当面の生活をするために必要なお金がないこと」「自分の体調や気持ちが回復していないこと」などが多くあげられています。[図表 21]

図表 20 「困っていること」「手助けがあればと思うこと」について（横浜市）

＜夫・パートナーとの関係別＞

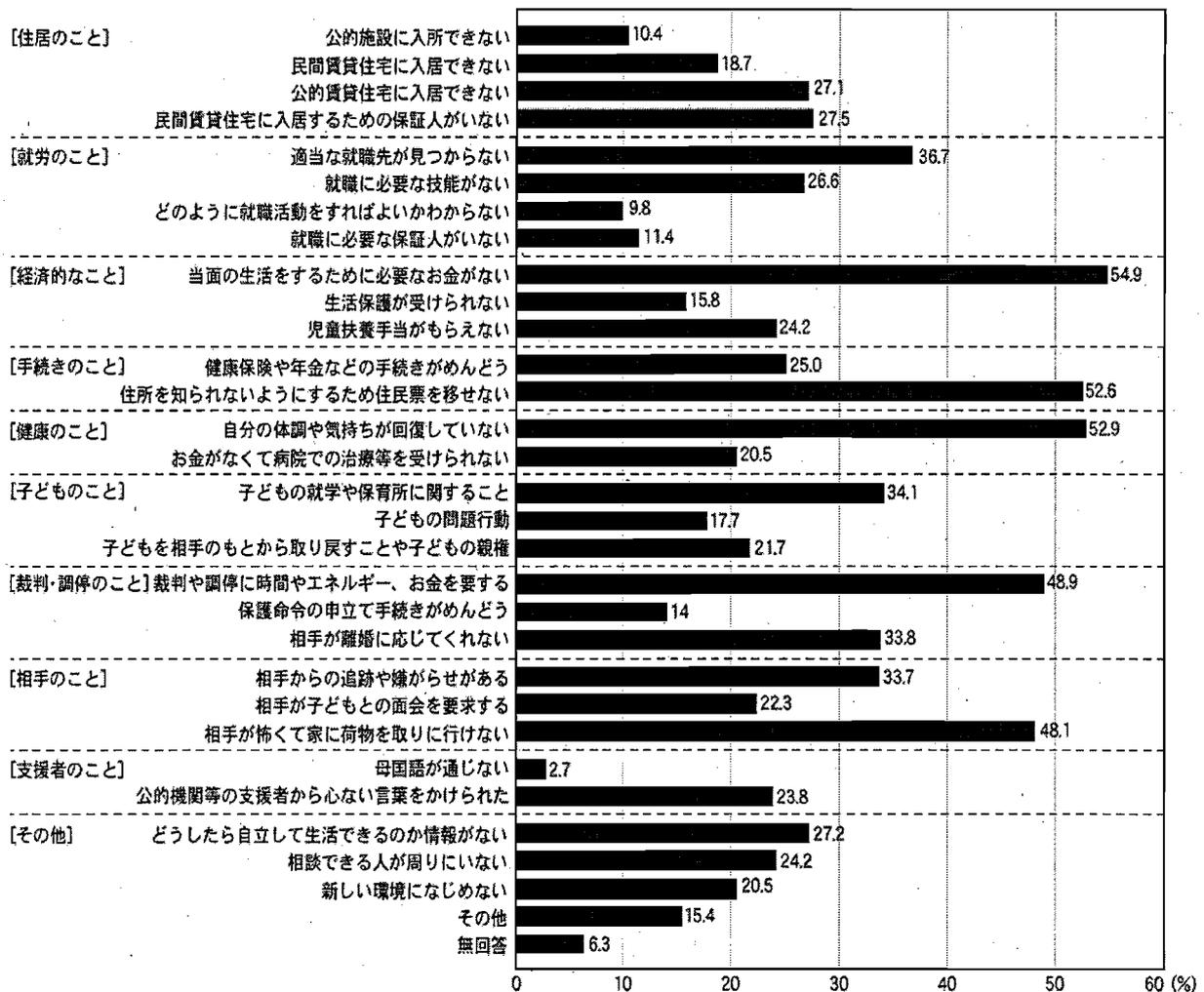
関係	困っている・手助けがあればと答えた項目		
	第 1 位	第 2 位	第 3 位
同居中（9 人）	・子どものこと ・相手との対応		・経済のこと
別居中（8 人）	・体調や心のケア	・経済のこと ・相手との対応	
離別（8 人）	・住宅・住まい	・体調や心のケア	—（同順位多数）

[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関する被害者実態調査（面接調査）平成 20 年度]

被害者の声 [横浜市 配偶者等からの暴力(DV)に関する被害者実態調査(面接調査)より]

- ◇フラッシュバックがあって、月に2週間くらいずっとくまってしまう。思い出してからだが硬直して、頭痛や吐き気がするんです。(別居2年)
- ◇話せる場所がもっとあればいいと思います。新しい生活を始めても、不安やモヤモヤを抱えている人はいっぱいいると思います。(離婚)
- ◇仕事が不安定なので、離婚して生活費用が来なくなったら、生活していけるだろうかと不安ですね。フルタイムでパートしてもこんな収入ですから…。(別居)
- ◇改心してほしいです。生活スタイルは変えたくない。でも相手は謝ったことは一度もない。お金も一円も返さない。信用できません。(同居)
- ◇毎月10万円の赤字が出ます。これが暴力のきっかけになることが多い。生活費をもらっていない。先月なんか千円です。私のパート代は、食費だけで消えます。(同居)

図表 21 配偶者等と離れて生活を始めるにあたっての困難(全国)



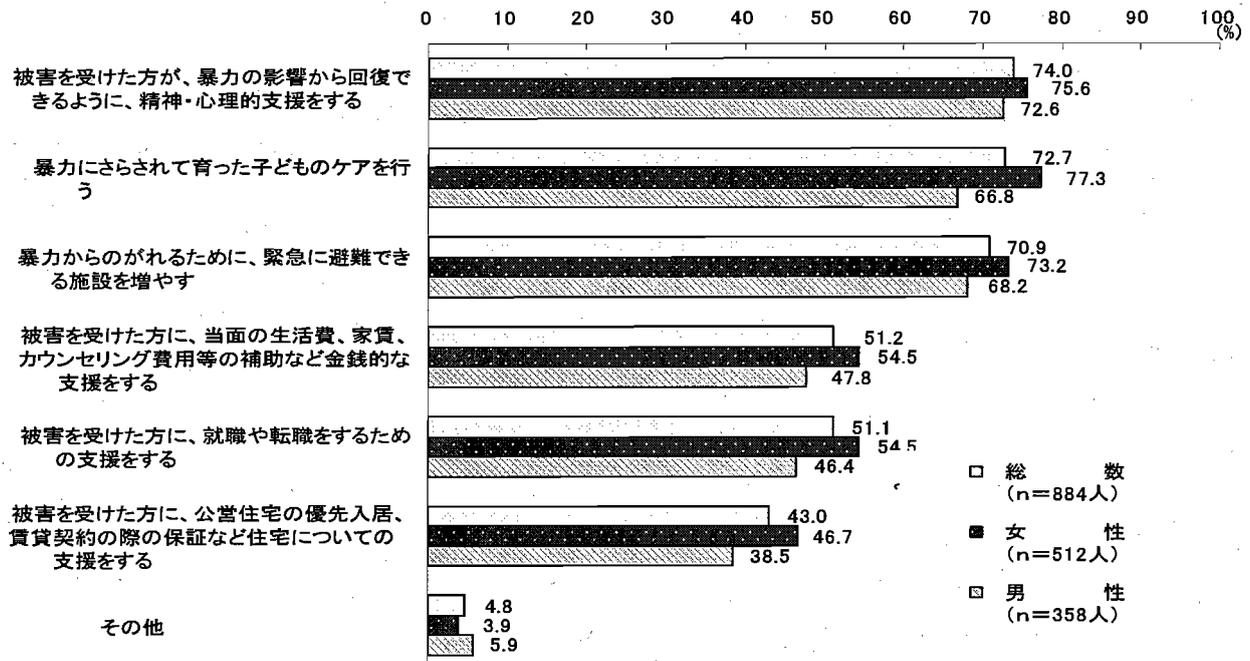
注:調査対象は、配偶者等から暴力を受けた人で、現在自立して生活しているもの、又は自立に向けて生活しているもの。ただし、本調査は、配偶者暴力相談支援センター等の相談機関利用者のうち、自ら調査に協力した人に限定される。調査対象の代表性という点で、偏りがあることに留意。

[内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」平成19年]

(5) 被害者が安心して生活するために必要なこと（横浜市）

横浜市DVアンケート調査によると、配偶者やパートナーから暴力を受けた人が、安心して生活するために必要な支援について、“被害を受けた方が、暴力の影響から回復できるように、精神・心理的支援をする”、“暴力にさらされて育った子どもへのケアを行う”、“暴力からのがれるために、緊急に避難できる施設を増やす”と答えた人が、いずれも7割台で多くなっています。[図表22]

図表 22 被害者への支援（複数回答）（横浜市）



[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査 平成20年度]

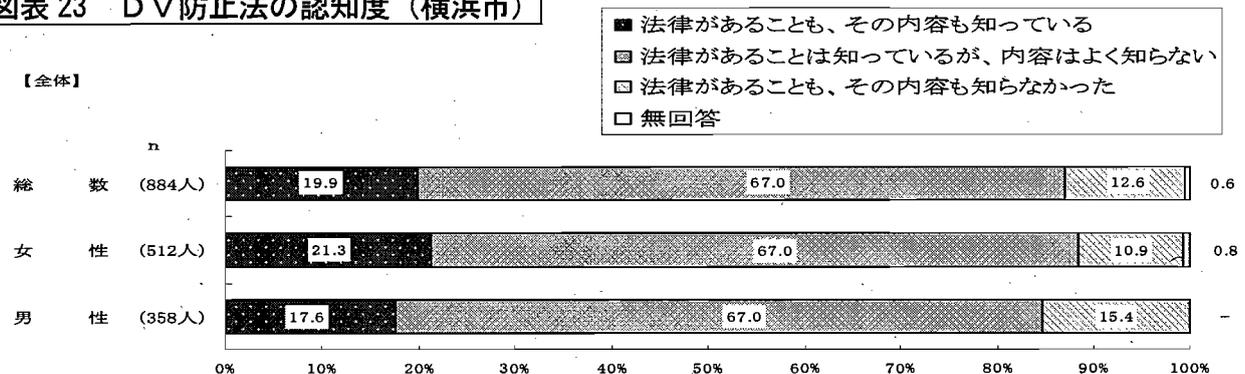
5 配偶者からの暴力をなくすために

(1) DV防止法の認知度（横浜市）

横浜市DVアンケート調査によると、DV防止法について、“法律があることも、その内容も知っている”と答えた人は19.9%で、3人に2人は“法律があることは知っているが、内容はよく知らない”（67.0%）と答えています。

“法律があることも、その内容も知らなかった”人は12.6%となっています。[図表23]

図表 23 DV防止法の認知度（横浜市）

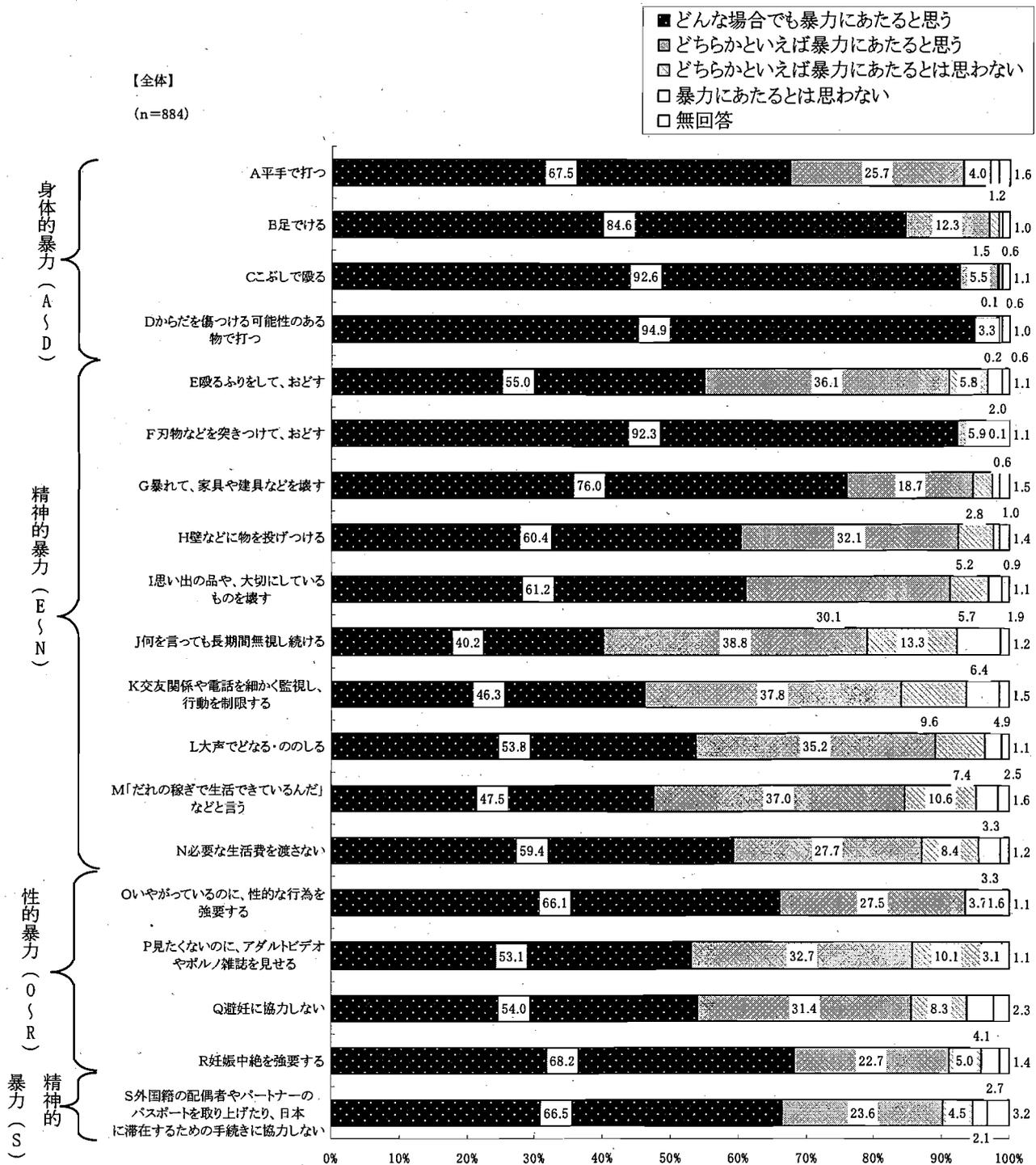


[横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査 平成20年度]

(2) 暴力に対する市民の認識 (横浜市)

横浜市DVアンケート調査で、19の行為について、配偶者やパートナーの間で行われた場合に暴力だと思うかについてたずねました。身体的に重大なケガを生じさせる可能性がある行為については、暴力と認識する人が9割を超えています。一方、“どんな場合でも暴力にあたると思う”と答えた人が5割未満と暴力と認識する人が少ない行為は、いずれも精神的暴力にあたる行為でした。[図表 24]

図表 24 配偶者やパートナーの間での暴力についての認識 [行為別] (横浜市)



[横浜市 配偶者等からの暴力 (DV) に関するアンケート調査 平成 20 年度]

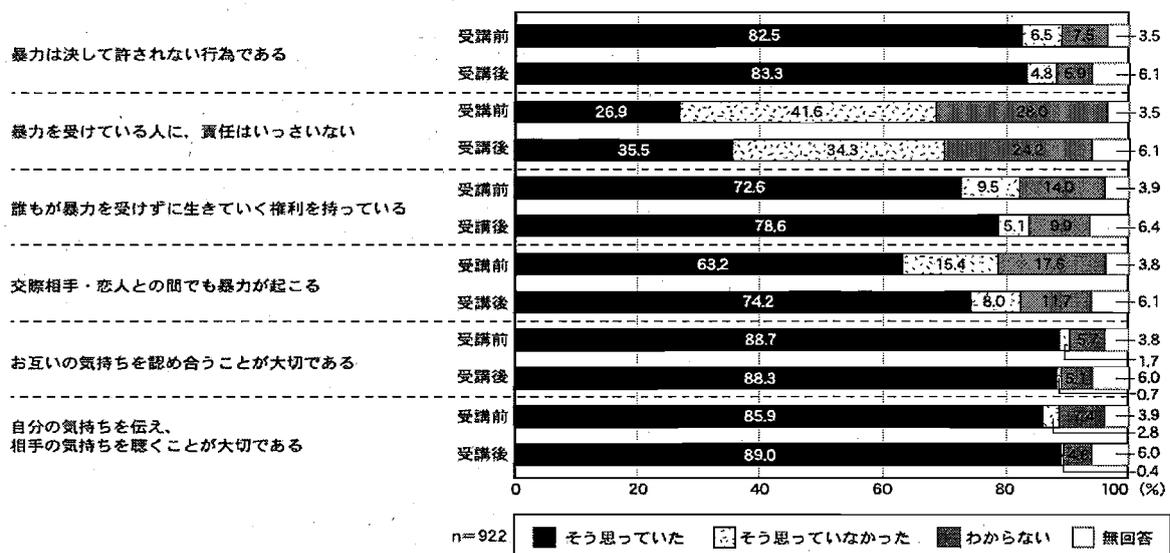
(3) デートDVに関する意識（横浜市）

平成19年度に横浜市が実施した「デートDVについての意識・実態調査」で、ワークショップ受講前と受講後の意識の変化をみると、「お互いの気持ちを認め合うことが大切である」を除く5項目で「そう思っていた」割合が受講後に高くなっています。〔図表25〕

また、平成19年度に教職員を対象として行った「デートDVについての意識・実態調査」において、「デートDVが起こる理由として、どんなことが考えられるか」とたずねたところ、「家庭環境（DVや虐待）」が82.3%と最も多く、以下、「性・暴力表現を扱ったメディアの情報」57.3%、「固定的な性的役割分担意識（男らしさ女らしさ）」37.0%となっています。〔図表26〕

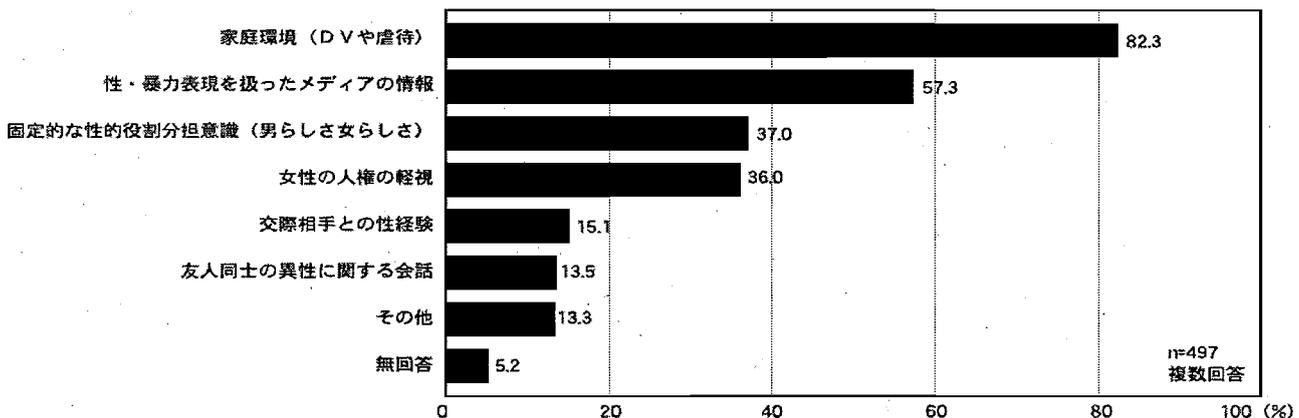
さらに、同調査において、「デートDVの予防啓発を受けるのは、いつ頃がよいか」とたずねたところ、「中学生以下」が47.7%と約半数を占めて最も多くなっています。〔図表27〕

図表25 ワークショップ受講後のデートDV・暴力に対する意識の変化（横浜市）



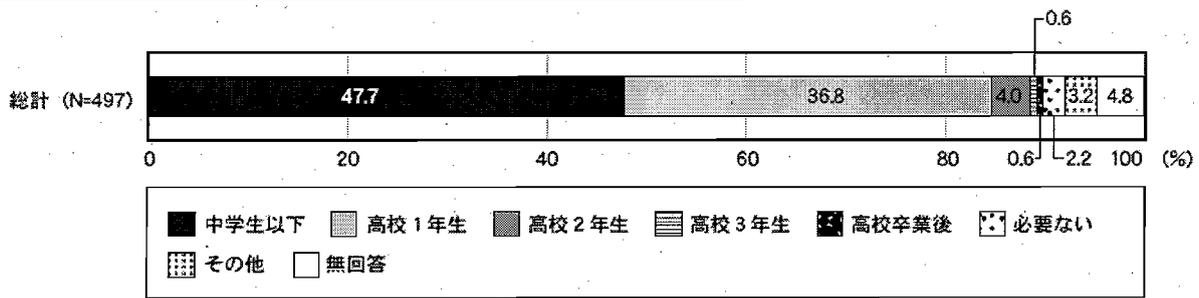
〔横浜市 デートDVについての意識・実態調査 平成19年度〕

図表26 デートDVが起こる背景（横浜市）



〔横浜市 デートDVについての意識・実態調査 平成19年度〕

図表 27 デートDVの予防啓発に適した時期（横浜市）



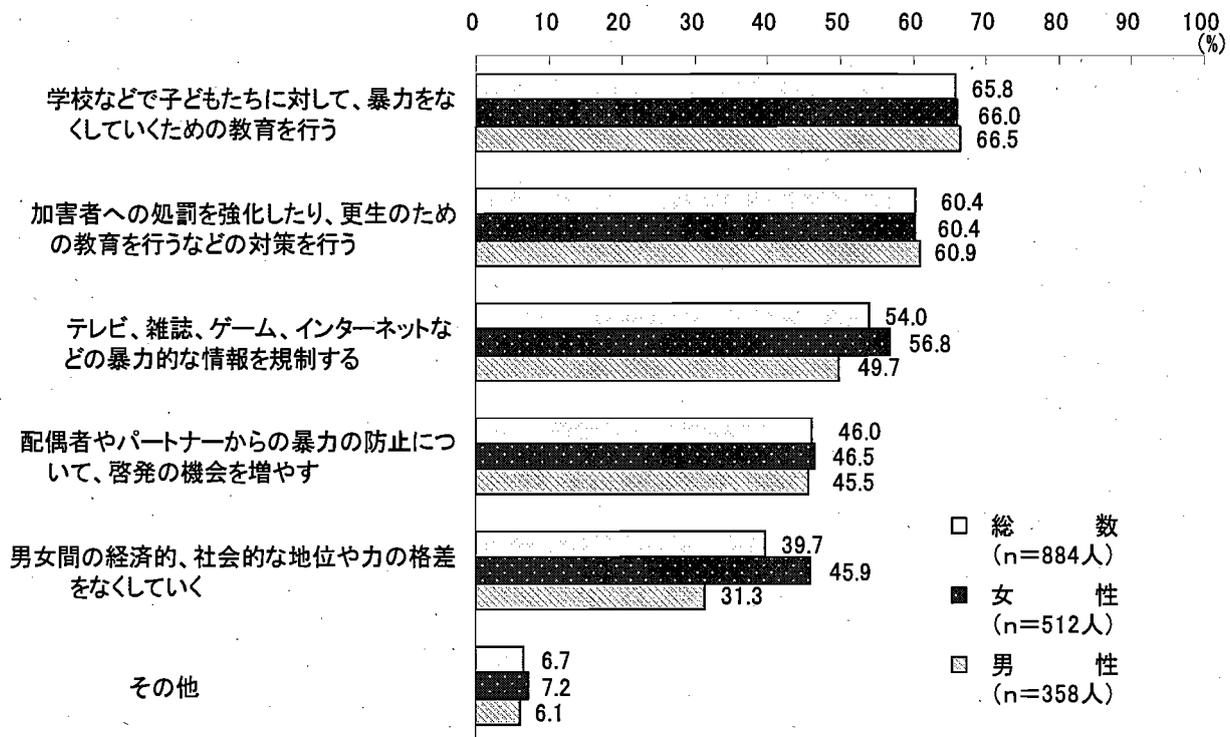
【横浜市 デートDVについての意識・実態調査 平成19年度】

(4) DVをなくすために必要なこと（横浜市）

横浜市DVアンケート調査で、「配偶者やパートナーからの暴力をなくしていくために、どのようなことが必要と思うか」をたずねたところ、「学校などで子どもたちに対して、暴力をなくしていくための教育を行う」が最も多く65.8%、次いで“加害者への処罰を強化したり、更生のための教育を行うなどの対策を行う”60.4%、“テレビ、雑誌、ゲーム、インターネットなどの暴力的な情報を規制する”54.0%の順となっており、この3項目は半分以上の人が選択しています。

“男女間の経済的、社会的地位や力の格差をなくしていく”ことが必要と答えた人は、女性のほうが14.6ポイント多くなっており、男女で差が見られます。【図表 28】

図表 28 配偶者やパートナーからの暴力をなくすために必要なこと（複数回答）（横浜市）



【横浜市 配偶者等からの暴力（DV）に関するアンケート調査 平成20年度】

第3章 DV施策に関する基本方針

1 基本方針

- I 配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）としての機能を持つことによりDV被害者支援体制を強化します
- II 相談機能を強化します
- III DV被害者の安全確保と一時保護支援を充実します
- IV DV被害者の地域での安心・安定した生活及び自立に向けた支援をします
- V 暴力根絶に向けた啓発と、正しい理解の普及を進めます
- VI 関係機関との連携強化とネットワークづくりを行います

2 施策の方向

基本方針 I 配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）としての機能を持つことによりDV被害者支援体制を強化します

<<現状>>

横浜市では、区福祉保健センターにおいて、相談、情報提供、自立に向けた支援をするとともに、男女共同参画センターにおいて、悩みの解決に向けた相談や情報提供、自立支援のための講座等を行うなど、DV被害者の支援を行い、両者がともにDV相談支援センターとしての機能の一部を果たしています。

<<課題>>

- ・区福祉保健センターでの業務について対応に差があり、また、自立を支援する男女共同参画センターとの連携が必ずしも十分ではありません。
- ・DVに関わる業務について、区福祉保健センター内で組織的に取り組む必要があります。
- ・区福祉保健センターと男女共同参画センターでは、現行の相談・支援機能を強化するとともに、相互の機能を補完しあいながら一体的に支援を行う必要があります。
- ・全市的に統一した対応ができるよう、区福祉保健センターと男女共同参画センターを支援し、統括・調整する機能が必要です。
- ・被害者支援事業全体のコーディネートと職員への指導・助言を行う機能が必要です。

◇◇施策の方向◇◇

- DV相談支援センターとしての機能を持ち、その役割を果たします。

平成20年1月に施行された改正DV防止法で、市町村が設置する適切な施設において、DV相談支援センターとしての機能を果たすことが努力義務化されました。

そこで、既にDV相談支援センターとしての機能の一部を果たしている区福祉保健センターと男女共同参画センターが、相互の機能を補完しあいながら一体的に支援を行うとともに、こども青少年局がその業務支援と、本市のDV施策を統括・調整する機能を果たします。これら3つの機関（区福祉保健センター、男女共同参画センター、こども青少年局）が、各々異なる役割を担うことによ

り、三者一体で横浜市DV相談支援センターの役割を果たします。

基本方針Ⅱ 相談機能を強化します

<<現状>>

区福祉保健センターで実施している女性福祉相談では、夫等からの暴力、その他居所のない女性や母子の相談に対応しています。男女共同参画センター3館の相談では、性別、生き方や健康、DVなどについての相談を受けています。

両者を合わせた本市の相談件数は、毎年9,000件前後で推移しており、そのうち暴力に関わる相談は約4割を占めています。

区福祉保健センターの女性福祉相談は、開庁時間内に行っています。男女共同参画センターでは、毎日9時から16時まで、月・金曜日のみ18時から20時まで相談窓口を開設しています（平成22年度現在）。夜間・休日で、緊急に対応が必要な場合は、神奈川県及び警察で対応しています。

日本語を母語としないDV被害者からの相談は、民間と協働で通訳派遣等を行うとともに、神奈川県が多言語相談に対応しています。また、男性からの相談は、県内の「男性被害者相談」で対応しています。平成22年7月には、民間団体による男性のための電話相談も始まりました。

その他、市政情報をはじめとした多様な問合せを受ける窓口として、横浜市コールセンター、横浜市政についての相談や問合せの窓口である市民相談室などがあります。市民相談室では、法律全般に関する弁護士による無料法律相談を実施しています。

横浜市DVアンケート調査によると、「相談できる窓口を知らない」と答えた人が2割弱で、横浜市DV被害者面接調査では「どこに相談してよいかわからなかった」という声がありました。

<<課題>>

- ・市民に身近な相談支援窓口の充実と周知が必要です。
- ・区福祉保健センターの女性福祉相談では、相談者の状況を見極め、適切な支援につなげるため、多職種が存在する職場という特性を活かした対応が必要です。
- ・DV被害者が何度も相談支援の窓口で状況説明することがないよう、関係機関同士の連携強化が必要です。
- ・DV被害者が別の相談窓口等に移動する際の、安全確保が必要です。
- ・男女共同参画センターの相談では、時間をかけ、間口の広い相談をし、悩みの解決や情報提供など、相談者が自ら考え判断できる支援が必要です。
- ・DV以外の相談の中にDV被害が潜んでいることもあり、十分な聞き取りが必要です。
- ・DVのある家庭では、子どもへの虐待が行われている場合もあります。また、DVを目撃した子どもの心身に及ぼす影響は深刻であり、DV相談では児童相談所との緊密な連携が求められます。
- ・横浜市コールセンター、市民相談室では、今後とも、適切にDVの専門相談機関を案内することや情報提供を行うことが必要です。
- ・障害のある人の相談、他の言語による相談、性別等状況に応じた相談への対応についての検討が必要です。
- ・DV被害者の早期発見につなげるためにも、医療機関や弁護士、その他支援機関との連携が必要です。

- ・男性DV被害者の相談への対応も必要です。

◇◇施策の方向◇◇

- 相談窓口の周知を図ります。
- 相談体制を充実します。
- 相談窓口の相互連携を強化します。

DV被害者が、安全で安心して生活するために、DV被害者への支援等に関する情報を入手できる相談窓口を広く周知します。

また、相談者は、悩み、迷いながら相談することが多く、一人で悩むことなく、暴力が深刻化する前に相談できるよう、DV被害者の立場に立ち、本人の意思を尊重した相談を行います。

さらに相談は、相談者の今後の自立に向けた支援につなげる必要があります。そのため、相談時間帯の延長や、相談しやすいしくみを充実させるとともに、相談窓口が相互に連携を図りながら一体的な支援を行います。

基本方針Ⅲ DV被害者の安全確保と一時保護支援を充実します

<<現状>>

一時保護の決定は、横浜市の依頼に基づき神奈川県が行っています。また、現在、夜間・休日の対応は、神奈川県と警察で行っています。

一時保護中は、生活援助を中心に、同行支援や自立に向けた制度の紹介、面接などを行っています。

公的な一時保護施設だけでなく、民間シェルターも、一時保護等、被害者の安全・安心な環境の確保に大きな役割を果たしています。

<<課題>>

- ・一時保護相談には、臨機応変な対応も求められ、DV被害者の視点に立つ相談員の専門性の向上と組織的対応が必要です。
- ・夜間・休日等時間外の緊急の安全確保について、神奈川県及び警察との連携を強化する必要があります。
- ・一時保護が行われるまでの間、DV被害者の安全を確保する必要があります。
- ・DV被害者の一時保護時に児童虐待を把握したり、逆に児童相談所が子どもを保護した時にDVを発見したりする場合もあるため、DV被害者支援部署と児童相談所相互の連絡体制・情報共有のルール化が必要です。
- ・障害者・高齢者等が、一時保護所に入所できない場合の安全確保について、検討する必要があります。
- ・児童相談所や関連機関との連携により、一時保護中のDV被害者と子どもへの心身のケアを充実させる必要があります。
- ・母子同伴で一時保護された子どもの学習機会を確保する必要があります。
- ・なるべく早く子どもが学校に通える環境を整える必要があります。

- ・一時保護期間中から継続的な支援を行う必要があります。
- ・民間シェルターは財政等の基盤が弱く、その支援を継続・充実する必要があります。

◇◇施策の方向◇◇

- 一時保護支援の体制を充実し、DV被害者の安全を確保するとともに、被害者と同伴する子どもへの支援を強化します。
- 一時保護施設等への支援を行います。

一時保護は、DV被害者の安全を確保するだけでなく、心身の健康の回復や自立に向けた生活の準備をするためのものです。DV被害者本人の意思に基づき、DV被害者の立場に立った、より確実な一時保護支援を実施します。

実施機関・受入施設である神奈川県及び民間団体との連携強化を図り、一時保護が迅速・適切に行われるよう支援します。さらに、休日・夜間の一時保護対応や緊急に保護を求めてきたDV被害者に適切に対応するため、警察との連携強化を図ります。

一時保護の期間中に、適切な支援内容の決定と心身の状況に応じたケアや、母子同伴での保護における母子同時の生活面や心身のケアなど、DV被害者の状況に応じたきめ細かな支援を進めます。

また、DV被害者がより安心できる保護体制の充実を目指して、DV防止法適用の一時保護施設及び多様なケースに対応できる施設の拡充について、神奈川県に働きかけます。

基本方針Ⅳ DV被害者の地域での安心・安定した生活及び自立に向けた支援をします

<<現状>>

一時保護を利用するDV被害者に対しては、一時保護の際にその後の支援も含めて方針を決定します。また、入所期間中に、関係機関等が相互に連携して、ケースカンファレンス（支援のための検討会議）などを通じて、DV被害者自身の意向を尊重した支援を行っています。一時保護後、行き場がないDV被害者には、公的施設や民間団体との連携により、引き続き自立支援を行っています。

支援内容の決定判断には、専門職の関わりや、さまざまな関係機関との連携調整が重要です。

また、自立に向けた住まいの確保、就業支援、心理的ケア等、総合的な支援を行っています。特に、男女共同参画センターにおける就業支援や自助グループの活動は、DV防止法施行前から行われており、DV被害者の視点に立った支援が実施されています。

さらに、DVの子どもへの影響は深刻な問題であり、教育総合相談センターでも、DVに関連する保護者等からの相談があります。また、子どもにとってひとつの生活基盤である学校は、子どもからの相談やその様子から、家庭におけるDVや児童虐待の発見がしやすく、また、そこでの支援は非常に重要な役割を果たしています。

<<課題>>

- ・DV被害者の立場に立ち、相談、安全の確保から自立までのきめ細かな切れ目ない支援を進めるため、関係機関が幅広く連携できるしくみづくりが必要です。
- ・自立に向け各部署が連携し、本人の意思を確認・尊重しながら、総合的判断のもとに生活保護制度

や母子家庭の自立支援のための制度等により、DV被害者の個々の状況に応じた個別の自立支援計画を作成する必要があります。

- ・神奈川県や民間団体との連携を強化し、地域での生活の安定に向けた切れ目のない継続的な支援を行う必要があります。
- ・DV被害者やその子どもは特に心理面の課題を抱えており、心理的なサポートが必要です。
- ・経済面での不安も多くあげられており、就労支援を実施していく必要があります。
- ・横浜市DV被害者面接調査では、夫と別居した被害者が困っていることで最も多かったのは「住まいの確保」であり、その支援の充実が求められます。
- ・子どもを取り巻く多くの機関が連携し、情報の共有化や行動連携を含めたネットワーク作りが必要です。
- ・DV被害者が地域で安心して生活できるように、地域での居場所づくりや見守り支援、自助グループへの支援を行う必要があります。
- ・別居後、住民票を異動できない場合に社会的不利益があります。国に対して法改正を求めるなどの検討が必要です。

◇◇施策の方向◇◇

- 自立支援体制を確立します。
- 生活基盤の確立と心身回復のための自立支援策を強化します。
- 関連制度を活用して必要な支援を行います。

DV被害者の自立には、就業や住まい、生活費の確保、子どもの就学、被害者自身や子どもの心身のケアなど、複数の課題があります。また、DV被害者によって支援すべき内容が異なるため、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援が求められます。

区福祉保健センターでは、業務運営指針に基づき、様々な職種が連携して、DV被害者の課題に応じた自立のための福祉サービスのコーディネートを行います。

DV被害者本人の意思を確認・尊重しながら関係機関が連携して、「個別自立支援計画」を作成し、DV被害者の課題に応じた自立のための福祉サービスのコーディネートを行い、自立に向けた切れ目のない継続的な支援を行います。

男女共同参画センターでは、地域で安定した生活を送ることができるよう、自立に向けたプログラムの提供や継続的な支援、自助グループなどによるDV被害者の居場所づくりを行います。

また、自立支援の場では、神奈川県配偶者暴力相談支援センターなどのさまざまな機関との連携により、他の都道府県に係る広域的な対応を含め、被害者を支援します。

基本方針V 暴力根絶に向けた啓発と、正しい理解の普及を進めます

<<現状>>

横浜市では、暴力防止のための啓発強化について、「よこはま男女共同参画行動計画」の重点施策として取り組んでおり、内閣府が定めた「女性に対する暴力をなくす運動期間」に併せて暴力防止キャンペーンや、DVの理解と根絶に向けた啓発ポスターの掲出や講演会の開催、相談窓口の周知

をしています。

また、DV根絶のために、若いころからの予防教育が必要であるため、中・高校生を対象としたデートDV防止講座や、教育関係者へのDV理解促進のための講座を開催しています。

しかし、横浜市DVアンケート調査では、DV防止法について、その内容まで知っている人は2割しかいません。精神的暴力にあたる行為については、暴力と認識する人が少ない状況です。さらに、横浜市DV被害者面接調査では、「自分がされている行為がDVであると気がつかなかった」という声もあり、DVに関する認識や理解が不可欠です。

加害者は自分がふるう暴力を「たいしたことではない」、「夫婦や恋人同士だから当たり前」といった感覚で相手の人格を踏みにじり、力で支配する傾向があります。DV被害者がDVとは気づかなかつたり、暴力を「大げさにしたくない」と我慢したりし、相談することなく一人で抱え、支援につながらず、DVがエスカレートすることがあります。

DVの被害者は、家族や親族等、身近な人に相談する人が多くなっています。

<<課題>>

- ・DVは犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、社会的にDVに対する認識が低く、早期発見や支援につなげるためにも、「個人の尊厳を傷つける暴力は許さない」という意識を社会全体で共有することが必要です。
- ・早期発見や支援につなげるためにも、DVに対する正しい知識とその危険性について、適切な情報提供が必要です。
- ・子どものころから、DVは人権侵害であると認識し、自己肯定感・自己信頼感をもち、自分も相手も大切に感じる感覚を身につけるといふ教育が重要です。
- ・子どもに暴力を受けた経験が、成長してからのDVの加害・被害に影響を及ぼしていることも考えられるため、DV被害者自身の回復のためだけでなく、暴力や虐待を受けた子どものケアの充実が必要です。
- ・子どもの目の前でDVは、子どもへの心理的虐待である、という認識を広く啓発することが必要です。
- ・教育関係者や保育士は、児童虐待やDVを発見することが多いことから、児童虐待及びDVに対する的確な理解と協力が重要です。
- ・加害者を対象とした更生や対策は、DVの防止に向けた重要な施策です。加害者対策についての研究を行う必要があります。

◇◇施策の方向◇◇

- DVの正しい理解や支援に関する情報提供等を行います。
- 暴力の根絶についての啓発を推進します。

暴力根絶に向け、「DVは重大な人権侵害である」といふ認識やDV被害者に対する支援に関する情報が、性別を問わず市民に共有されるよう取り組みます。

特に精神的暴力については認識されにくいことに留意して啓発を進めます。

子どもからの人権教育や若者に向けての啓発の充実を努めます。

交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」について、児童・生徒や保護者への啓発を進めます。

基本方針Ⅵ 関係機関との連携強化とネットワークづくりを行います

<<現状>>

本基本方針及び行動計画策定のため、医師や弁護士、支援に携わる民間団体等と横浜市役所のDV施策関連部署で構成する「DV施策検討会議」を立ち上げました。今後、施策の推進と連携強化に向けて、「DV施策推進会議」で議論を進めます。

神奈川県下では、「神奈川県DV対策推進会議」のメンバーとして、広域の連携を推進しています。直接的な支援に関わらない区役所の戸籍課等窓口職員への研修についても、一部実施しています。

<<課題>>

- ・DV被害者の支援には、生活保護や年金・健康保険など様々な部署との連携を充実する必要があります。
- ・警察、医師、弁護士、民間団体など、対外機関との連携が不可欠です。
- ・DV被害者の支援に携わる機関（相談員）同士の情報交換をきめ細かにを行い、連携を図ることが必要です。（横浜市役所内、関係公的機関、民間等）
- ・DV被害者の二次被害を防ぐために、市の関係機関だけでなく、民間団体を含む関係機関で支援に従事する者の資質の向上と理解の促進が不可欠です。啓発研修や必要な情報提供を行う必要があります。
- ・相談員や支援者について、燃え尽き症候群（バーンアウト）や加害者等からの被害を防ぐための取組が必要です。

◇◇施策の方向◇◇

- 関係機関との連携を強化します。
- 職務関係者等への研修を実施します。

配偶者等からの暴力の防止と切れ目のないDV被害者支援を推進するためには、国及び神奈川県をはじめとする関係機関や民間団体、医療機関等との連携が不可欠です。また、市役所内の関係部署との連携強化も重要です。そのため、関連するすべての機関が共通認識をもち、緊密かつ円滑な相互連携・協力を進めます。

DV被害者の一時保護等の直接的な支援だけではなく、DV被害者への更なる被害（二次被害）が生じることがないように、庁内関係部署及び関係機関の職員に対する啓発研修を実施します。

また、相談員の専門性の確保と向上のための実務研修等を実施します。さらに、統括・調整部門は相談員等へのスーパーバイズ*機能をもち、日常業務における支援と専門的支援を行います。

*スーパーバイズ：複雑な問題に直面し、援助者自身が対応に困難を感じたとき、熟練した指導者から実践に必要な知識や技術、援助方針等のアドバイスを受けること。スーパービジョンともいう。

第4章 基本方針に基づく行動計画

基本方針Ⅰ 配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）としての機能を持つこと によりDV被害者支援体制を強化します

施策の方向Ⅰ-1 DV相談支援センターとしての機能を持ち、その役割を果たします。

DV被害者から相談を受け、情報提供を行い、DV被害者を保護し、安全を守り、自立までのきめ細かな切れ目のない支援を行うために、横浜市においてDV相談支援センターの役割を果たします。

施策名	既存の組織を最大限活用したDV相談支援センター
取組内容	・区福祉保健センター、男女共同参画センターという既存の組織を活用し、それぞれのDV被害者に対する支援機能を強化するとともに、こども青少年局にDV施策を統括・調整する組織を設置し、これら3つをまとめて1つのDV相談支援センターと位置づけます。

施策名	統括・調整部門による全体調整及び相談・支援スキルのレベルアップ
取組内容	・こども青少年局に統括・調整部門を設け、区福祉保健センターや男女共同参画センターへの情報提供やスーパーバイズ、研修を行い、相談・支援スキルをレベルアップします。

施策名	区福祉保健センター内の連携
取組内容	・DV被害者の自立を支援するため、様々な職種が連携して、DVに関する相談・総合的な自立支援を行います。（福祉保健センター業務運営指針「*チームアプローチの重要性」）

施策名	個別自立支援計画の作成と情報共有
取組内容	・区福祉保健センターや男女共同参画センターが、相談、一時保護、自立支援と切れ目のない支援を継続的に行うため、DV被害者本人の意思を確認・尊重した「個別自立支援計画」を作成し、関係機関で共有します。 ・個人情報の取扱いのルールを確立します。

施策名	全市的な関係機関との連携強化のための会議の設置
取組内容	・警察、児童相談所、弁護士、医療機関、民間支援団体など、DVに関わる機関との連携の強化を図るため、DV施策推進会議を設置します。

施策名	関係機関及び職員への研修の実施
取組内容	・こども青少年局において、全市的に統一された支援及び継続的な業務遂行を図るための研修等を行います。 ・DVの相談に関わる職員へのスキルアップ研修を行います。 ・関係機関に向けたDVに関する情報提供を実施します。

*チームアプローチ：ひとつひとつの相談に対して、社会福祉職、保健師等、さまざまな職種が関わって、常に複数で相談・支援にあたること。

基本方針II 相談機能を強化します

施策の方向II-1 相談窓口の周知を図ります。

相談窓口の周知を図り、DV被害者が適切な助言を受け、支援につながるようにします。

施策名	相談窓口の周知
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発ポスターやシール、ホームページなどを活用し、相談窓口に関する必要な情報を周知します。 ・相談機関を確実に案内するための、リーフレット等を作成します。

施策の方向II-2 相談体制を充実します。

DV被害者からの相談に適切に対応できるよう、きめ細かな相談ができる体制を充実します。

施策名	相談者への情報の提供と助言
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・区福祉保健センターや男女共同参画センターでの相談や関連窓口において、適切な情報提供を行います。 ・相談者の立場に立ち、相談者の意向も十分理解した上で、必要な助言を行います。

施策名	男女共同参画センターの相談体制の充実・強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の相談体制を見直し、相談機能を強化します。 ・相談時間を延長し、夜間における電話相談を行います。

施策名	マニュアルの作成
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者からの相談に適切に対応できるよう、区福祉保健センター及び男女共同参画センター共有のマニュアルを作成します。

施策名	相談窓口の安全確保とプライバシーの保護
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者及び相談員の安全確保を図ります。 ・相談者のプライバシー及び個人情報保護を図ります。

施策名	相談員の専門性の向上
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・問題解決に向け適切な助言が行えるよう、こども青少年局が研修等を実施し、相談員の専門性の向上とスキルアップを図ります。

施策名	外国人女性等への支援の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人女性等のDVや生きづらさなどについて、多言語による相談を実施します。

施策名	被害者ニーズに沿った相談対応
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者など様々な困難を抱えるDV被害者のニーズにあった相談体制を検討します。

施策名	男性被害者からの相談対応
取組内容	・男性DV被害者からの相談は、神奈川県配偶者暴力相談支援センターの「男性被害者相談」と連携して対応するとともに、横浜市における相談対応について検討します。

施策名	夜間・休日の相談体制の整備
取組内容	・男女共同参画センターの相談において、相談時間を延長するなど、夜間・休日の電話相談体制を整備します。【再掲】

施策の方向II-3 相談窓口の相互連携を強化します。

それぞれの相談窓口の連携を図るとともに、被害者の視点に立った関連窓口間の情報提供、情報共有を行います。

施策名	神奈川県配偶者暴力相談支援センターとの連携
取組内容	・広域的に調整が必要な場合は、関係部署が連携して対応します。

施策名	神奈川県、横浜市、民間団体の連携による一時保護の実施
取組内容	・神奈川県配偶者暴力相談支援センター・民間シェルター等と連携し、一時保護に取り組みます。

施策名	神奈川県及び警察との連携
取組内容	・被害者の相談や安全確保について、神奈川県及び警察と緊密な連携・協力のもとに対応します。

施策名	児童相談所（児童虐待対応部門）との連携
取組内容	・DV対応部門と児童虐待対応部門の早期連携を図ります。 ・児童相談所、区福祉保健センター及び男女共同参画センターとの連絡体制・情報共有について、全市統一のルールを確立します。 ・定期的に情報交換を行います。

施策名	民間団体との連携
取組内容	・民間で相談・支援を行っている団体と定期的に情報交換を行います。

施策名	医療機関との連携
取組内容	・医療機関に対して、DV被害者への情報提供の方法や、区福祉保健センター及び男女共同参画センターにおける相談支援について周知します。 ・横浜市医師会と連携して、医師等に対する啓発や情報提供を行います。

施策名	法律相談機関との連携
取組内容	・弁護士による法律相談等において、DV被害者への情報提供の方法や、区福祉保健センター及び男女共同参画センターにおける相談支援について周知します。 ・法テラス神奈川や横浜弁護士会と連携して、弁護士等に対する啓発や情報提供を行います。

施策名	窓口相互の連携強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口において、相談者への情報提供の方法や、区福祉保健センター及び男女共同参画センターにおける相談支援について周知します。 ・職務で関わる従事者に対し、DV理解及び危機管理のための研修を実施します。

基本方針Ⅲ DV被害者の安全確保と一時保護支援を充実します

施策の方向Ⅲ-1 一時保護支援の体制を充実し、DV被害者の安全を確保するとともに、被害者と同伴する子どもへの支援を強化します。

適切かつ速やかな一時保護ができる体制を整備し、DV被害者の安全を確保します。

一時保護施設入所中のDV被害者の負担軽減を図るとともに、同伴する子どもへの支援を強化します。

一時保護中も、DV被害者が安心でき、その安全が確保されるよう、施設の充実を図るとともに、一時保護までの緊急保護体制の整備を検討します。また、高齢や障害のあるDV被害者や中学生以上の男子を同伴するDV被害者など、多様なケースに対応した施設の確保について、神奈川県と連携していきます。

施策名	通報への的確な対応
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者等から通報があった場合に、DV被害者の状況の確認や相談窓口の情報提供を行うとともに、緊急性が高い場合は、神奈川県及び警察と連携して、DV被害者の安全確保を行います。 ・通報対応が的確に行われるように、緊急時対応マニュアルを区福祉保健センター及び男女共同参画センターで共有します。

施策名	神奈川県との連携
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県が実施する広域的な一時保護において、神奈川県との連携を図ります。

施策名	一時保護支援の実施
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急に保護を要するDV被害者の一時保護について、相談・支援を行います。 ・一時保護所までの同行支援を行います。（夜間、休日は除く）

施策名	多様なケースに対応できる施設との連携の検討
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者や介助が必要な高齢者等の一時保護について、神奈川県や施設など関係機関との連携を検討します。

施策名	一時保護における児童相談所等との連携
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・母子同伴で保護する場合について、児童相談所との連携を強化します。 ・児童相談所、区福祉保健センター、一時保護施設間の連絡体制・情報共有のあり方について、全市統一のルールを確立します。 ・定期的に情報交換を行います。

施策名	一時保護中及び一時保護後の支援決定（個別自立支援計画の作成）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護の際に、DV被害者本人の意思を確認・尊重した「個別自立支援計画」を作成し、自立に向けた継続的な支援に取り組みます。

施策名	一時保護所入所中の心理的ケアの実施
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設に心理判定員、心理学的支援を専門的に行う職員をの配置・派遣します。 ・専門的な治療を必要とする場合には、医療機関等との連携を図り、情報提供を行います。

施策名	同伴する子どもへの心理的ケアの実施
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所と連携し、子どもの心理的ケアを実施します。 ・医療機関等と連携し、情報提供を行います。

施策名	同伴する子どもへの学習支援の検討
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護されている子どもへ学習教材を提供します。 ・家庭環境の影響等から、学習が遅れぎみの子どもへの学習支援を検討します。

施策名	一時保護所入所中の自立支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・シェルターでの自立支援に関する取組を支援します。 ・被害者の自立支援のため、横浜市とシェルターとの連携を強化します。

施策名	一時保護中に必要な経費支援の検討
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護中のDV被害者に必要な経費支援について検討します。

施策の方向III-2 一時保護施設等への支援を行います。

DV被害者にきめ細やか支援が提供できるよう、民間シェルターへ支援をします。

施策名	民間シェルターへの支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・民間シェルターに運営費等を補助し、その活動を支援します。

基本方針Ⅳ DV被害者の地域での安心・安定した生活及び自立に向けた支援をします

施策の方向Ⅳ-1 自立支援体制を確立します。

支援機関相互の円滑な連携を進め、DV被害者の自立に向けた支援体制を確立します。

施策名	区福祉保健センターにおける自立支援の実施
取組内容	・区福祉保健センターが、同行支援をはじめとしたDV被害者の自立に向けた支援を行います。

施策名	男女共同参画センターにおける自立支援の実施
取組内容	・男女共同参画センター機能を生かした、自立支援を実施します。 ・福祉制度の利用の有無に関わらず、個別自立支援計画に基づいたプログラムの提供、継続的な支援を行います。

施策名	統括・調整部門における区福祉保健センター及び男女共同参画センターへの支援
取組内容	・こども青少年局が、区福祉保健センター及び男女共同参画センターへの情報提供や連携・調整を行います。 ・神奈川県、民間団体等、自立支援関連機関との調整を行います。 ・研修等によるスキルアップやスーパーバイズを行います。

施策の方向Ⅳ-2 生活基盤の確立と心身回復のための自立支援策を強化します。

DV被害者の状況や自立に向けたプロセスを見極め、一人ひとりの状態に応じたきめ細かな支援を行います。支援にあたっては手続きを円滑に進め、DV被害者の負担を減らします。

(1) 身体的・心理的ケア

施策名	施設退所後の継続的な支援の実施
取組内容	・民間シェルターと連携し、区福祉保健センターと男女共同参画センターが施設退所後の継続的な支援を行います。 ・自助グループ等の支援や支援者の発掘を行います。

施策名	心身の回復支援の充実
取組内容	・男女共同参画センターにおいて、DV被害者の心身の回復のための講座の実施や、自助グループ等によるサポートを実施します。

施策名	こころの健康に関する相談
取組内容	・心の健康に関する相談や、専門医等による面接相談など、現行の他施策と連携し、心のケアを行います。状況に応じて、医療機関や自助グループ等の関係機関の紹介を行います。

施策名	継続的な心理的ケア、カウンセリングの実施
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者が安心して相談が受けられるよう、既存の事業を活用します。 ・無料、低額のカウンセリングの実施について、男女共同参画センターでの援助・サポートを検討します。

(2) 経済的支援、生活支援

施策名	生活を支援するための制度の円滑な運用、連携強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の自立を支援するための必要な措置を講じます。

施策名	貸付金などの諸制度の活用
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・母子寡婦福祉資金等を活用し、経済面の支援を充実します。

(3) 就労支援

施策名	女性のための就業支援の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センターにおいて、就業する際に役立つ実践スキルを身につけるための講座の充実を図ります。 ・女性に対する起業支援を行います。

施策名	母子家庭等への就労、自立支援の充実に向けた連携
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センターと区福祉保健センターが連携し、母子家庭への就労及び自立支援事業の充実を図ります。

施策名	生活保護制度や他の支援事業の活用と連携
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・区福祉保健センターの就労支援専門員が生活保護を受給しているDV被害者の就労支援を行います。 ・生活保護を受給に至らない生活困窮者等へ対し、母子家庭就業・自立支援センターや男女共同参画センターの就労相談等自立支援制度を活用します。

(4) 住まいの確保、住宅支援

施策名	住宅確保の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅や民間アパートなど、空き施設の有効活用について検討します。 ・保証人のいないDV被害者などを対象に、民間住宅あんしん入居事業を実施します。 ・市営住宅入居者募集における、DV被害者世帯の優遇策を実施します。

施策名	ステップハウスの活用
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ステップハウス*の活用について、民間団体への支援を強化します。

*ステップハウス：一時保護後の自立に向けた準備を行うための住まい。

(5) 子どもに関する支援

施策名	児童虐待防止と家庭支援の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の再発防止等に向け、子どもの養育に問題を抱える家庭に、児童相談所から養育支援家庭訪問員やヘルパーを派遣し、相談や家事支援を行います。 ・横浜型児童家庭支援センターで、児童に関する相談やショートステイなどのサービス提供を行います。

施策名	母子生活支援施設での子育て支援の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設における、母子の自立に向けた支援、子育て支援等の充実を図ります。 ・地域の母子家庭等の子どもを対象とした、夜間養護（トワイライトステイ）を行います。

施策名	学校での支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもやDV被害者の安全の確保と情報管理に十分努めます。 ・学校において組織的な相談を行います。 ・子どもの心身のケアの充実を図ります。

施策名	教育相談における区福祉保健センターとの連携
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・区福祉保健センターの教育相談などで、DVに関する相談を受けた場合は、区福祉保健センター内で連携を図り、子どもへの支援を行います。

施策名	就学・転校支援、転園支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な就学・転校手続きができるよう、こども青少年局、教育委員会と区とで連携を図ります。 ・学校の情報管理及び危機管理を徹底します。

施策名	DVのある環境で育った子どもへのケアの充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所と連携を強化し、DVのある家庭環境で育った子ども及び児童虐待被害児への心身面でのケアの充実を図ります。

施策名	子どもにかかるサービスの情報提供
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票がなくても、居住していることが明らかな場合には、予防接種や健診等のサービスが利用できるため、DV被害者に対して、適切な情報提供を行います。

施策名	一時保育の実施
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所等、当事者が必要な手続を行う際の一時保育実施についての検討を行います。

(6) 外国人・高齢者・障害者等、多様な状況に応じた支援

施策名	外国人女性等への自立支援の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な生活問題を抱える外国人女性・母子等に対し、電話や面接による相談及び通訳派遣などを行います。

施策名	高齢者・障害者支援との連携
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者等のDV被害者や、障害がある同伴の子どもについて、関係機関と連携し、一時保護の充実を図ります。

(7) 同行支援

施策名	自立に向けた同行支援の充実
取組内容	・区福祉保健センターが、シェルターと連携してDV被害者の自立に向け同行支援を行います。

(8) 地域における生活支援

施策名	地域で生活するDV被害者の「居場所」づくり
取組内容	・男女共同参画センターを、気軽に立ち寄れる「居場所」として位置づけ、地域における支援を充実します。 ・地域で生活しているDV被害者の相談を実施し、継続的なフォローを行います。一時保護後及び相談のみで保護していないDV被害者への支援も行います。

施策名	施設退所後のフォローの実施【再掲】
取組内容	・民間シェルター等と連携し、区福祉保健センター及び男女共同参画センターが施設退所後の継続的な支援を行います。

施策名	民生委員・児童委員や民間団体と連携した地域見守りサポートの推進
取組内容	・民生委員や民間団体等と連携し、地域における支援やサポートを推進します。 ・支援に関わる者に対し、研修等の実施や情報共有を行います。

施策の方向Ⅳ-3 関連制度を活用して必要な支援を行います。

DV被害者が関連制度を活用して適切な支援が受けられるよう、保護命令の申立て支援や証明書の発行を行います。

施策名	保護命令制度の情報提供と申し立て支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none">・被害者への接近禁止など安全確保に関する保護命令制度について、情報提供を行い、必要に応じて申し立て支援を行います。・裁判所からの求めに応じ、書面を作成し、安全確保の助言を行います。

施策名	証明書の発行
取組内容	<ul style="list-style-type: none">・こども青少年局において、各種手続に必要な証明書を発行します。(一時保護証明書以外)・区福祉保健センター及び男女共同参画センターでは、証明書発行の申請受付と交付を行います。

施策名	行政機関等で行う諸手続の支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none">・DV被害者が行政機関等で行う諸手続きについて、スムーズに行えるよう支援します。・関係行政機関に対し、DV被害者への二次被害を防止するための情報提供を行います。また、関係行政機関による研修を促します。

基本方針V 暴力根絶に向けた啓発と、正しい理解の普及を進めます

施策の方向V-1 DVの正しい理解や支援に関する情報提供等を行います。

DVの被害者が、自分が受けている行為がDVであると認識でき、また、相談や自立に向けた行動を起こしてさまざまな公的な支援につながるよう、DVに関する情報提供を行います。

施策名	DV被害者への情報提供の充実
取組内容	・DV被害者が、相談や公的支援につながるよう、啓発ポスターやシール、ホームページなどを活用し、相談窓口に関する必要な情報を周知します。

施策名	DV被害者へのDVに対する正しい理解の普及
取組内容	・DV被害者が、DVの行為を受けていることや、それが重大な人権侵害であるということに気付けるよう、DVの理解・普及啓発の充実を図ります。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」に併せて、広報・啓発を行います。

施策の方向V-2 暴力の根絶についての啓発を推進します。

「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」ことについての理解を進め、市民が暴力の発見と根絶に向けた取組ができるよう、啓発を進めます。

施策名	DVに対する正しい理解の普及の充実
取組内容	・市民、事業者に対して、普及啓発の充実を推進します。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」に併せ、広報・啓発を行います。【再掲】

施策名	若者に向けた啓発の実施
取組内容	・若者向けのデートDV防止講座を、NPOや民間団体と連携・協力して実施します。

施策名	子どもころからの人権教育の充実
取組内容	・学校等において、暴力や男女の人権に関する教育を充実します。 ・保護者等への広報啓発を実施します。

施策名	児童虐待とDVに関する啓発の推進
取組内容	・児童虐待とDVの関連についての啓発を行います。

施策名	加害者対応の研究
取組内容	・DV加害者対策について、国や他都市の情報を収集するとともに、加害者行動変容プログラムについて研究します。

基本方針VI 関係機関との連携強化とネットワークづくりを行います

施策の方向VI-1 関係機関との連携を強化します。

DV防止法に掲げられた支援機関を始め、関連するすべての機関が共通認識をもち、切れ目のない支援のために、緊密な相互連携・協力体制を図ります。

施策名	全市的な関係機関との連携強化のための会議の設置【再掲】
取組内容	・警察、児童相談所、弁護士、医療機関、民間支援団体など、DVに関わる機関との連携の強化を図るため、DV施策推進会議を設置します。
施策名	区福祉保健センター内の連携強化
取組内容	・DV被害者の支援のために、区福祉保健センター内での連携を強化します。
施策名	区福祉保健センターにおけるDV関連連絡会等の設置
取組内容	・DV被害者が地域で安心して生活するため、区において既存の会議を活用し、関係機関と情報共有し連携を強化します。
施策名	神奈川県及び警察との連携【再掲】
取組内容	・被害者の相談や安全確保について、神奈川県及び警察と緊密な連携・協力のもとに対応します。
施策名	医療機関との連携【再掲】
取組内容	・医療機関に対して、DV被害者への情報提供の方法や、区福祉保健センター及び男女共同参画センターにおける相談支援について周知します。 ・横浜市医師会と連携して、医師等に対する啓発や情報提供を行います。
施策名	法律相談機関との連携【再掲】
取組内容	・弁護士による法律相談等において、DV被害者への情報提供の方法や、区福祉保健センター及び男女共同参画センターにおける相談支援について周知します。 ・法テラス神奈川や横浜弁護士会と連携して、弁護士等に対する啓発や情報提供を行います。
施策名	子どもに関わる関係機関との連携
取組内容	・関係機関と連携して、DVのある環境で育った子どもへの支援に取り組みます。

施策の方向VI-2 DV被害者に配慮した支援を行うため、職務関係者等への研修を充実します。

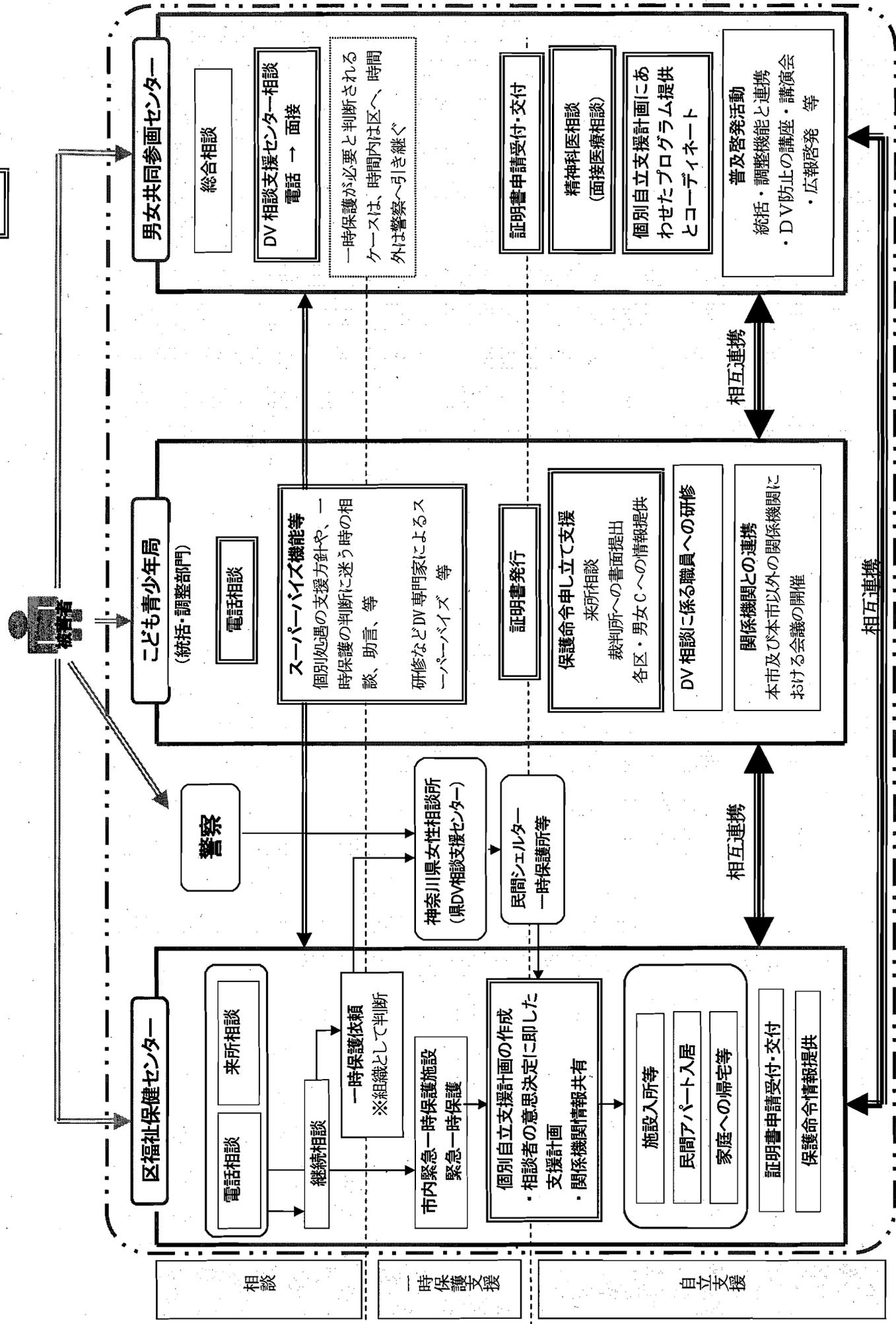
関係職員にDVに関する研修を実施し、被害者の人権を尊重した、DV被害者の立場に配慮した支援を行います。

施策名	関係職員に対する研修の実施
取組内容	・ 子ども青少年局を中心に、職種に応じた実務担当者研修を行います。

施策名	教育関係者等への啓発の実施
取組内容	・ 教育関係者に児童虐待及びDVに対する的確な理解と協力を得られるよう、普及啓発・研修を実施します。

横浜市配偶者暴力相談支援センターの機能について (案)

新規・拡充業務



第3次横浜市男女共同参画行動計画 別冊
横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画（最終案）
平成22年12月

発行：横浜市

市民局男女共同参画推進課 / 子ども青少年局子ども家庭課

電話 045-671-2017 / 045-671-2394

FAX 045-663-3431 / 045-681-0925

電子メール sh-danjo@city.yokohama.jp / kd-kokatei@city.yokohama.jp

〒231-0017 横浜市中区港町1-1
